◎議　長（菅　野　修　一　議員）
皆さん、おはようございます。
出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第７号によって進めます。
この際、申し上げます。尾花沢市ボランティア協議会より、議場内の撮影の許可願がありますので、議長において許可いたします。
日程第１、一般質問を行います。発言通告のあった議員は、１番　青野隆一議員、２番　伊藤浩議員、３番　鈴木由美子議員、４番　土屋範晃議員、５番　鈴木清議員、６番　菅藤昌己議員、７番　畑中和恵議員、８番　髙橋隆雄議員、９番　安井一義議員、11番　和田哲議員、以上の10名であります。
発言の順序は、議長より指名いたします。なお、質問、答弁を含め、１議員１時間の持ち時間制となりますので、質問に対する当局側の答弁は、質問者の時間制約もありますので、ご協力をお願いいたします。
まず、３番　鈴木由美子議員の発言を許します。鈴木由美子議員。
〔３番　鈴木由美子　議員　登壇〕
◎３番（鈴　木　由美子　議員）
おはようございます。議席番号３番鈴木由美子でございます。通告にしたがい一般質問をさせていただきます。
まず初めに、市民が主役のまちづくりについて、でありますが、本市はさまざまな大きな課題に直面しております。それらのことを乗り越えるためには、市民が主役のまちづくりを掲げた市長と執行部とともに、私たち市民は、その原因や課題について、情報を共有することで信頼関係を構築し、市民のご理解とご協力をいただくことが必要だと思っております。その上で、人口が減少しても、ここに暮らす誰もが主役となり、心豊かに安心して暮らせる尾花沢市を目指していかなければならないと私は考えます。そこで２つの情報公開についてお尋ねをいたします。
１つ目、４年前に市民の声が反映になるよう、ご意見箱の設置を提案し実現させていただきました。また、市のホームページからもご意見お問い合わせをしていただけるようになっておりますが、今までどのようなご意見があり、どう対応されているのか分かりませんでした。市民や行政から出される意見の公開が必要ではないでしょうか。公表できるものは、全市民に対し開示すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。
２点目ですが、９月の12日に新聞報道となった、尾花沢市観光物産協会における不祥事解明の進捗状況はどのようでしょうか。９月22日の全員協議会の報告では、６月16日の観光物産協会の総会で、花笠踊りの披露、指導実績の指導料について質疑がなされ、その取り扱いについて疑義が生じ、９月11日の第２回理事会にて、職員の懲戒解雇が決定されたとお聞きいたしました。当局からは、会計事務所など、第三者機関の協力を仰ぐなどし、速やかに体制を整え、引き続き調査を遂行されるよう申し入れを行ったとの報告を受けておりますが、その後、第三者委員会の立ち上げはどのようになったのでしょうか。
尾花沢市観光物産協会は、市の四大まつりをはじめ、これから20億円を目指そうとするふるさと納税の返礼品を取り扱っており、多額の公金が予算として投入されておりますので、最終責任は市にもあるのではないでしょうか。さらに、観光物産協会だけでなく、尾花沢市として、市内外からの信頼回復に向けた取り組みが急務ではないでしょうか。これまでの組織体制、決済時における実印使用の管理体制、市に与えた損害額、責任の所在など全容解明が急がれます。現在、どう取り組まれておられるのでしょうか。
また、尾花沢市行財政改革推進プランの策定にあたり、速やかに市民に情報公開することを大前提に、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めていただきたいと考えておりますが、どう取り組まれていくのでしょうか。
続きまして、こどもまんなかアクションへの取り組みです。９月定例会では、こども家庭センターについて質問をさせていただきました。その際、令和６年４月の設置を目指しており、相談者がたらい回しにならないよう、複数にまたがる課の連携をしていく旨のお答えをいただきました。こども家庭庁が設置された背景には、日本の少子化問題で、こどもまんなか社会の実現にあります。尾花沢市は、子育て日本一を掲げており、これまで経済的負担軽減のために、子育て中の方々に対し、県下でもいち早く18歳までの医療費無償化をし、さらに保育料無償化をはじめ、さまざまな支援をされてきました。しかし、全国的にもそうですが、本市においても人口流出の歯止めの効果があったとは言えない状況ではないでしょうか。核家族化や時代の変化とともに、考え方、ニーズも変わってきておりますので、こどもまんなかアクションに賛同し、地域社会、企業など、さまざまな場で、年齢や性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する社会全体の意識改革の後押しに、本市をあげて取り組む必要

があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。
　続きまして、県立北村山高校についてです。県立北村山高校は、まちづくりに大きな活気を与える大切な教育施設です。近年、定員割れが著しい北村山高校への今後についてどのようにお考えでしょうか。生徒の確保に向けて、大石田町と足並みを揃えた県への働きかけと、市や町のまちづくりの方向性を明確にしていく必要があると思いますが、お考えはどのようでしょうか。
　最後４点目になりますが、防災無線の使い方についてです。本市のキャッチフレーズは、雪とスイカと花笠のまちです。今年度、おばなざわ花笠まつりが４年ぶりに盛大に開催され、市民に活気をもたらしました。しかし、27日の諏訪神社例大祭、28日の花笠パレードは、本町地区で行われるため、これまで祭りの音楽は一部の地域にしか聞こえてきませんでした。５流派の踊りを継承する花笠のまちにふさわしく、さらに祭りを盛り上げるために、市内全域に防災無線で花笠音頭を一定時間流し、全市民あげてのお祭り環境を作ってみてはいかがでしょうか。
　以上、大きく４点質問しましたが、質問席からの質問をこれで終わりますが、再質問は自席にて行いますのでよろしくお願いいたします。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
〔市長　結城　裕　君　登壇〕
◎市　長（結　城　　　裕　君）
　皆さんおはようございます。鈴木議員からは大きく４つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。
　初めに、ご意見箱等の情報公開についてのご質問であります。ご意見箱等への投書件数はホームページからの問い合わせも含め、昨年度は５件、今年度は９件となっております。近年はメールでの受付がほとんどであり、毎日、複数回の確認作業を行いながら対応に努めているところであります。寄せられた主なものとしては、電話や来庁者対応への意見や施設整備に対する要望等、行政への意見要望は６件となっており、公開につきましては、本人の意向がなかったため行っておりません。寄せられた行政への要望や意見につきましては、貴重な声と捉え、庁内での情報の共有を図るとともに、回答を望まれる方に対しましては、所管課より回答させていただいております。
　議員がお尋ねの意見等の公開につきましては、本人の意向に沿いまして行うこととしておりますので、今後とも投稿者の意思を尊重しながら対応してまいる所存であります。
　次に、一般社団法人尾花沢市観光物産協会における調査の進捗状況についてであります。議員の皆様には９月22日の全員協議会にて、尾花沢市観光物産協会嘱託職員の懲戒解雇につきまして、協会からの報告を基に、これまでの経過と市の考え方を説明させていただきました。今回の件につきましては、市としても非常に重く受け止めており、第三者機関を交えるなどし、しっかり調査していただくよう協会に対して申し入れを行ったことも、議員の皆様に説明させていただいたところであります。
　鈴木議員からは、９月以降の調査の進捗状況についてのご質問でありますが、この間、理事会を３回開催しているようであります。調査にあたりましては、外部の視点を入れ調査することで、市民の皆様からの信頼を得られるとの意見が多く出されたようであり、先月からは弁護士事務所へ協力を依頼し、調査を進めているとの報告を受けております。今後、調査が早急に進められ、実態が明らかにされていくことにより、観光物産協会の信頼回復が図られるものと思われますので、市としてもしっかり見守ってまいりたいというふうに考えております。
　次に、こどもまんなかアクションへの取り組みにつきましてお答えを申し上げます。こどもまんなかアクションとは、子どもや子育て中の方々が、気兼ねなく、さまざまな制度やサービスを利用できるよう、社会全体で後押しをする取り組みとなっております。
　本市では、全市をあげて男女共同参画社会の形成を進めることとしており、男女が家庭生活と仕事を両立できる社会の実現を目指す１つとして、ワーク・ライフ・バランス支援を実践している企業に対して、奨励金を交付し支援しております。子育てや介護等、家庭生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き、幸せを実感できるようなワーク・ライフ・バランスを推進することで、企業のイメージアップにもなり、さらには人材確保につながると考えております。今後、ワーク・ライフ・バランスの実践企業が増え、市民の気運が高まるよう、機会を捉えさらに周知してまいりたいと考えております。
　次に、北村山高校についてのご質問にお答え申し上げます。県立北村山高校につきましては、全国的な課題である少子化等の影響を受け、入学者の減少が深刻な課題となっております。このような状況を踏まえ、北村山高校では令和３年度から学校魅力化プロジェク

トチームを立ち上げ、地域社会と連携して教育課程を運用する、地域考究の取り組みを推進しております。その取り組みをさらに進めるために、令和４年度からは尾花沢市、大石田町も参加し、北村山高等学校コミュニティスクール設立準備委員会を立ち上げ、設立に向けて協議を重ねてまいりました。また、本市から県に対して、コミュニティスクールの設立について、支援の充実を図る要望活動を行ったものでもあり、今年度から北村山高校にコミュニティスクールが設置されたところであります。コミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会制度につきましては、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための仕組みであります。コミュニティスクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって、特色ある学校づくりを進めていくことができます。

北村山高校からは、この制度を活用し、本市と大石田町と連携することで、これまで取り組んできた地域と連携した教育活動をより充実させ、市、町の活性化を担う人材の育成を進める魅力ある教育機関を目指したいとの考えを伺っております。この取り組みは、まだ始まったばかりであります。今後につきましては、北村山高校の魅力化に向けて、高校の考えを尊重しながら、市としても一緒に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、現在運行している大石田駅通学線をご利用いただくことで、市外から北村山高校へ通う高校生の利便性向上にも努めてまいります。

次に、防災無線の使い方についてであります。議員からは防災無線を活用し、おばなざわ花笠まつりの際に花笠音頭を流してはとのご提案でありますが、おばなざわ花笠まつりは、本市四大まつりの１つであり、今年度は４年ぶりに多くの来場者でにぎわい、盛大に開催されたところであります。おばなざわ花笠まつりを市全体で盛り上げていくことは非常に大切なことでありますが、防災無線の活用につきましては、平成28年２月の総務文教常任委員会で運用につきまして、お諮りしているところであり、防災情報以外の放送を頻繁に放送してしまうと、緊急時の放送に耳を傾けていただけなくなることから、防災情報を中心に継続して運用をしているところであります。

一方、時報につきましては、防災無線の動作確認の目的もあることや、四季に応じてメロディーを変更していることから、花笠まつりが開催されます８月の時報で花笠音頭を流し、まつりを盛り上げることも１つの方法であると考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

それでは再質問させていただきます。まず初めの質問になりますけれども、昨年５件、今年度９件、ご意見をいただいているということでございましたけれども、その後、そういったご意見はどう市政に反映されていらっしゃいますでしょうか。そして、市政に反映なったものなどはございますでしょうか。

それとあと、投稿者へ公開して良いか、意向を確認して、もし良いとなった場合はどのようにしていくんでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

６件の意見の対応につきましては、先ほど市長の答弁あったとおり、主に来庁者または電話等の応対、こういうことがあったので、こうしてほしいというような、業務への取り扱いに対しての意見が主でした。そのほかは、例えば屋内遊具場などを作ってほしいとか、そういう子どもの遊び場に対しての意見になっております。これにつきましては、もちろんその担当課、部署が分かる部分については、さらにその部分の課のほうにこの意見については、すぐ伝えまして、対応をしてもらっているところであります。またその際に、意見要望者からの回答がほしいという部分についても、こちらからその方宛に回答もしておりますので、対象につきましては、本人の望まれている、まず回答がほしいかという部分と、あとは公開してほしいかという部分を確認しながら、それぞれ対応しているという状況にあります。市政へ活かしているかという部分につきましては、やはり子どもの遊び場などについては、それを活かすような取り組みとして、徳良湖への設置なども行ってきた状況であります。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

今初めて、そういったご意見が出ているんだということが、今初めて分かりましたけれども、例えば天童市では、インターネットだけではなくて、年に２回市政への提言、ご意見をお寄せくださいという専用はがきを全戸配布するなど、常に公民館や市役所にも用紙を設置したりもしておりまして、インターネットを使

えない方に対しても、そういった配慮をされているようです。それで年間約400件の意見や提言が寄せられているということなんですけれども、そのほか、まちづくり座談会なども公民館を利用した13ヵ所でやってらっしゃって、そういった市民の声を情報公開、個人情報、そういったものに触れるものは出せないにしても、全市民に広聴事業報告書という形で公開しております。そういったことをすることで、今初めていろんなご意見が、５件とか９件ですけれども、そういったご意見があって、一部市政にも反映になっているということもお聞きしておりますが、今までそういうのが市民には、どういうふうなことをやっているのかというご意見多数いただいておりまして、市民からも、そういった意見が反映になったんだっというようなこととかも含めまして、公開することで、市民が行政に参画しているという意識も醸成できますし、さまざまご理解もいただけるんではないかと思います。そういったことが、市民が主役のまちづくりというふうにつながっていくものと思っておりますけれども、その市民との信頼関係を構築するために、公開ということも念頭に置いて、尾花沢市も検討していただくことはできないかと思いますけれど、いかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

貴重なご意見いただきました。ご意見箱につきましては、対面でお話させていただく機会というものが、なかなかないとすれば、当初ご意見いただいた時点で公表するということがですね、ご意見をいただいた方に問い合わせ可能であれば、そういうふうにすることは可能なのかもしれません。いずれにせよ、現時点では公表するということを前提にということではなくて、あくまでも、どういうご意見があるのかなということで、なおかつ、それは目的として、例えば行政のほうで改善できるものであれば改善するということが目的であって、公表することが目的になっているというものではないというふうに理解しております。一方で、座談会、私も昨年就任してから、かなりの座談会をさせていただいております。タイトルはちょっといろいろあるんでしょうけれども、市長を囲む会というようなことで、やらせていただいているということで、そのやはり趣旨は、気軽に市長、私とお話させていただいて、皆さんが普段から思っていることを、直接私に、いろいろ聞かせていただきたいというような思いでやっているところであります。それを何とか市政のほうに反映できるものは反映し、もしくは緊急性のあるものはすぐ改善したいというようなことで、今、実施しているところであります。この件についても、それぞれの方々が気軽に参加できるためには、あまり公表というものが出てくると、なかなかこう発言しにくいとか、出席される方も構えてしまうなんてことも、一方であるのかもしれませんが、今議員から仰ったようなこと、例えば、私の市長を囲む会については、お話いただいた方のご了解を得られれば、公表していきたいというふうに、私のほうは今考えております。ご意見箱については、今後いろいろ検討させていただいて、可能であれば、そういう方法もよろしいのかなというふうに思っておりますが、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

せっかくいろんなことをやってらっしゃるのですから、見える化にしていただいたほうが、分かりやすいんじゃないかと思います。県でも、県民の生の声コーナーというのがホームページにもございますし、県でもやっていることでございますから、情報をぜひ皆さんに見える化していただきたく思います。

次の質問ですけれども、観光物産協会の問題についてでありますけれども。今ご答弁いただきましたけれども、最後のほうに言っていただきました、今見守っていくという。これは今見守っている場合なんでしょうか。他人事ではないと思っています。

そして弁護士事務所の方にお願いをしているということでありますけれども、市では第三者委員会を立ち上げるよということで、進めていらっしゃると思っていたんですけれども、弁護士事務所というのは、第三者の弁護士さんということでいいんでしょうか。そして、例えば弁護士さんをお願いした時に、どの辺まで深く踏み込んで調査できるものなんでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

議長、議会基本条例の第13条の質問権による発言の許可をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

はい。許可します。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

市への責任という部分かと思います。質問のほうにも市に最終責任があるのではないかという部分で、市

が負わなければならない責任の部分を確認したいと思います。法律上の責任であれば、例えば民事責任、刑事責任というふうな形での責任が発生します。市とすれば、例えばこの事案で、風評被害を受けるようなことがあるとすれば、市は被害者になる立場にあると思っています。ですので、その被害者にある市が、今議員が仰ったような部分で、どのように何の責任を取ればいいかという部分は、私は被害者だと思うような考え方ありますけれども、議員が仰っている市の責任という部分は、何をもとにした言葉なのか確認したいと思います。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

　被害もあると思います。仰るとおり被害があると思います。そして、指導の責任というのもあったんではないかなと思っております。そういう部分で、責任という言葉を使わせていただきました。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

　先ほど追加というか、席上からのご質問であります、観光物産協会の件であります。決して我々が何かその、何て言うんでしょうか、他人事として捉えているというつもりも全くありませんし、議員の仰りたい、いわゆる我々として、観光物産協会に、いろんな物事をお願いしている立場として、何らかの、何て言うんでしょうか、一緒になってですね、原因を追究していきたいとか、今後の防止対策を一緒になって考えていきたいというような意識でやらせていただいている中で、第三者委員会につきましても、観光物産協会のほうが主となって立ち上げていただくということが前提にあるわけですので、その時に、例えばその弁護士さんとか、ほかのいわゆる外部の方にお願いする立場としては、やはり観光物産協会のほうからお話をしていただく。それに対して我々も、側面から何かできることがあるんであれば、もちろん後押しをさせていただく。いずれにしても、目的はやはり今回の事案が、なぜ起きたのか、組織に問題はないんだろうか、もしくは市の今報道等で出ている部分については、直接市の、何て言うんでしょうか、事業に直接関わってくるものではないというふうには聞いておりますが、こちらからお願いしているさまざまなこともありますので、そういうところに影響してこないか。さまざまな角度で調査、実態をしっかり解明していただいて、やはり大事なことは、今後の我々がお願いしていく中で、組織として、きちんとした組織になっていただき、原因をしっかり解消してもらう。そこ一点に尽きると思いますので、そこの部分についても、やはり我々としてはしっかり一緒になって進めていきたい、そういう考えでやっておりますが、現時点ではまだ、結論ということにはなっていないようであります。しっかりそういう意味で、一緒になって進めていくところで、言葉の表現として見守りさせていただくという表現であります。趣旨はそういう内容であります。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

　６月の観光物産協会の総会で疑義が生じたというところから含めますと、もう半年が過ぎまして、９月にご説明を受けましたが、そこからももう３ヶ月ほど過ぎました。その中で、多くの市民の方から、直接どうなっているのだというご意見、多数いただいておりまして、市民の皆さんが血税を払っておりますので、いろいろ質問されるということはすごく分かります。しかし私は、何を返答したらいいかということで大変困っておりました。そして、12月、今月は来年度の予算の編成の時期でもありますし、通常であれば、観光物産のほうにも配慮がされるところではないかなと思いますので、早く全容解明をしなければ、そういった委託の受注というのも、厳しくなってくるんじゃないかと心配しているところでございます。それに対してはどういうふうに対応していかれるんでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

　今議員仰せのとおりですね、議員の皆さん、そして市民の皆様には本当にご心配、ご迷惑をおかけしているというふうに思っておりますので、そこの点に関しては、本当にお詫びを申し上げたいというふうに思っております。いずれにせよ、先ほども繰り返しになりますが、早急に今、議員の仰るような内容につきまして、明らかになるように、我々も側面からしっかり後押しをしていきたいいうふうに思っております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

　そしてですね、市民が主役のまちづくりについての最後のほうに、尾花沢市の行財政改革推進プランの策

定にあたり、速やかに市民に情報公開することを大前提に、自らの行財政運営について透明性を高めて、公共サービスの質の維持向上に努めていただきたいと考えておりますが、どう取り組まれていかれるんですかという質問をしたんですが、それに対してのお答えはありませんけれども、どうでしょうか。お答えお願いします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

議員が仰られているこの３行の文章は、全員協議会の際に当課から出した行革プランの目的の部分のそのものの３行の文章が、議員の質問に書いてあります。これは私たちが議員に説明した資料の一文だと思っています。これについては、当市の行革プランの策定にあたる取り組みの目的として書いた文章を、議員は一般質問の中に取り入れたように感じておりますけれども、この部分につきましては、行革プランの中での取り組みとして、既に説明させてもらっている中身かと思っております。

観光物産協会の事案と、この私たちの行革プランの中身が、何ら関係するものではありませんので、先ほど言ったとおり、市の責任という部分で、この行革プランと絡めて今説明することは、私は難しいかと思っています。いかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

その全員協議協議会の中で、私そこを質問しましたよね。この、これというのはどういう意味ですかと。ちょうど物産協会の報告があって間もないころでしたので、まさしくこういう行政改革というのは必要でないかと思ったところでありましたので、本来の行政改革の、こちら本市におきましては、デジタルツールを活用した業務効率化、また市民サービスの利便性向上ということで、職員意識の向上、組織の活性化を図り、効率的な行政運営に資することが目的とされておりますということご説明受けました。これは本当に大いに取り組んでいただきたいと思っています。それと同時に、市民には、今回の不祥事解明の件など、分かりやすく、納得いくように、情報を速やかに公表していただくことも必要だと思い、こういった質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市長。

◎市長（結　城　　　裕　君）

議員の仰りたい意味も分かります。先ほど申し上げたとおり、観光物産協会に関しては、我々も早急にですね結論ができるようなことをしっかり後押しをさせていただきたい。一方で、議員のご質問にある行政改革推進プランの策定というものは、必ずしもそれと連動してできてくるものではなくて、議員もこれはご承知だと思いますが、我々が日々市民サービスの向上、質の向上を含め、今やっている行政の中に、さまざまな課題も、もちろん職員が一生懸命やっていることには、異論のないところでありますが、その中でも、やはり、まだまだ行き届かない部分があるんではないかというようなことで、我々も自主的に、やっぱりいろんな角度から目を配りながら、何とか改善できるものは改善していこうということで取り組んでいるものであります。したがいまして、若干の時間的なことも必要でしょうし、今後、市民の皆さんに公表できる時期が来れば当然公表させていただき、そしてまた、市民の皆様から、それに対してのご意見もいただきながら、どんどん質の高い市民サービスが進められるようにやってまいりたいということで進めております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

よろしくお願いします。早急に分かることを情報共有化していただくことを切にお願いいたしたいと思います。

次の質問にいきますが、こどもまんなかアクションへの取り組みです。子育て支援センターでは地域との関わりをどのようにされているでしょうか。また本市では、ワーク・ライフ・バランス支援を実施している企業に対して、同一年度内に１回10万円を５社まで交付する事業はありますけれども、近年の実績はどのようでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉　野　真　広　君）

子育て支援センターについてはですね、入園していない世帯に対してですね、相談業務を行う施設でございます。近年ですね、保育園のほうに０歳児からの入所が増えておりますので、実際の利用者というのは減っておりますけれども、いろんなそういう子育て、育児に対する相談業務を行っているセンターでございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　社会教育課長。
◎社会教育課長（鈴　木　　　賢　君）
　鈴木由美子議員にお答えします。尾花沢市ワーク・ライフ・バランス実践企業支援奨励金交付要綱、こちらを作りまして、令和３年度から企業に対して10万円を交付している事業であります。実績の内容でありますけれども、初年度の３年度２社、内容的には女性の管理職登用が２社でありました。令和４年度は１社、介護休業、休暇を取得した部分であります。今年度でありますけれども、２社が現在相談中で、そのうちの１社になりますけれども、こちら内容につきまして男性連続７日以上の育児休業を取得し、職場復帰して６ヵ月以上で継続して勤務できたことを確認しての交付という部分でありまして、来年度交付予定になっております。なお、企業からの相談に対しては、親切丁寧に、そして説明しながら、今後もいろんなパターンがありますので、末永く使ってもらえたらなと思っているところであります。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　鈴木由美子議員。
◎３番（鈴　木　由美子　議員）
　いろいろな企業さんに関わっていただいていることには感謝したいと思いますけれども、最大で５社までの交付金を用意しているにもかかわらず、取り組み実績が少ないのはなぜでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　社会教育課長。
◎社会教育課長（鈴　木　　　賢　君）
　お答えします。やはりスタートから５社を目標にしているつもりでありましたけれども、周知不足の部分もあるのかなと思い、企業懇談会と連携しながら、各企業のほうにＰＲしてまいりたいと思います。なお、今年度でありますけれども、12月19日、市民向け、そして企業向けに女性の活躍推進についての講演会、ピンポイントでは、アンコンシャスバイアスについて学ぼうということで、今現在も男性なら定年まで働くのが当たり前、女性ならば家事をして当然、定時で帰る社員はやる気がないというような無意識の思い込みを、偏見が根強くずっとあった部分をなくして、そして働きやすい尾花沢の企業にし、そして若い尾花沢の子どもたちが入って生活できるような講演会を目指します。なお今後とも、いろんな年度で、旬な男女共同参画の部分の講演会も企画して対応してまいりたいと思います。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　鈴木由美子議員。
◎３番（鈴　木　由美子　議員）
　セミナーも楽しみにしております。しかし企業によっては、社会情勢が経営に影響して、北村山管内では派遣止めが相次ぐなど、苦戦しているとお聞きしております。さらに、９月議会でも申し上げましたけれども、将来の人口増につなげるために、若者や女性の雇用確保が今は最も重要ではないかと考えておりますので、９月にも申し上げましたけれども、くるみん、えるぼし、ユースエールなどの認定企業を目指せるように、より一層の企業支援が必要ではないかと思います。１社につき同年度内に１回10万円というのは、頑張ってこれに取り組んでみようかなという金額でしょうか。ちょっとその辺もご検討願いたいなと思うところですけれども、いかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　社会教育課長。
◎社会教育課長（鈴　木　　　賢　君）
　助成金の額に対しては、これをたくさん上げたからいっぱい来るという可能性も想定はされますけれども、これをきっかけに、やはり我々社会教育の男女共同の部分としましても、額がどうこうという以上に内容を周知するほうに重きを置いて、対応したいと思っているところであります。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　鈴木由美子議員。
◎３番（鈴　木　由美子　議員）
　やはり経営者は経営状況が厳しければ、なかなかそういったところに踏み込めないというのが実状であると申し上げました。その辺を検討、これからも重点課題としてお願いしたいと思います。そしてですね、先日の産業厚生常任委員会で、こども家庭センターの設置にあたりまして、来年度から相談記録のデジタル化を図って、情報共有化を目指していくとの説明を受けておりますが、私はそれだけでは足りないと考えます。現在、子どもに関係する業務を担う、こども教育課や社会教育課、教育委員会を本庁舎内に移転して、福祉課、健康増進課とさらに連携の強化を図っていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
◎市　長（結　城　　　裕　君）
　ただ今その組織の場所というんでしょうか、決して今、離れているとは言っていながら、隣の町にあるわ

けでもなくて、歩けば、ものの数分で到着されるところに教育委員会が設置されているということであります。とは言いながらも、常日頃から業務については連携をしながら進めているつもりであります。こっちにあるからということではなくてですね、そこはしっかり、例えばその課をまたいだ業務というのは、この本庁舎の中でのそれぞれの各課が所掌している部分にもあるわけです。そういう部分についても、場合によってはそういう、いわゆる弊害も出てくる場合があるということもあるでしょうし、必ずしも少し離れたところが、離れていることで何か支障があるというふうには私のほうは思っておりませんし、そういうことがないように、常日頃から連携をして業務を進めている。したがいまして、市民の皆様におかれましては、そういうことがないようにですね、我々は常日頃、注意してやっていることなので、教育委員会がこちらに入れなかったというのは、建物の構造上の件もあったろうし、図書館との一体感とか、そういう関係で、今の状態になっているんだろうと思います。したがいまして、これをすぐ変えるということは、現時点では難しいというふうに考えております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

　本市、尾花沢市は、子育て日本一を掲げておりますし、国でも、こどもまんなかということを掲げています。やはり先ほども、最初の質問でも申し上げましたけれども、市のその取り組みに対する姿勢ですね、というのも大切ではないかと思います。見える化というのが大切ではないかと思います。やはり１階フロアに、まとまった課があるという安心感、そういったことも大切ではないかと思います。これはすぐにできることではないかもしれませんけども、やはりそういった考え方というのも必要だと思いますので、ご検討願いたいと思います。さらにこのたび、残念なことに花笠踊りやスキーの指導料のことを巡る重大問題が発生しました。どちらも子どもたちに直接関係することでありました。これは教育環境を著しく低下させたのではないかと思っております。尾花沢市は、こどもまんなかになっているんでしょうか。大人の教育、意識改革が最も重要になっているんではないかと思いますので、その辺も切にお願いしたいと思います。

　続きまして、北村山高校についてですけれども、今年度からコミュニティスクールが設置されたということでありますけれども、少子化の影響もありまして、入学者の定員割れが著しくなって、県内での県立高校の再編が進んでおります。地元自治体の支援を受けて、独自の取り組みで、教育の質の向上を目指す公立高校も増えている中で、来年度から、生徒の県外募集を始める村山産業高校などありますが、高校からそういった取り組みに名乗りを上げるには、やはり、協議会からの声というのが必要なんだというふうに、高校のほうからもご意見をいただいております。こちら大石田町とまた一緒に取り組んでいってみてはいかがかと思いますけれども、どうでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

　先ほども私の答弁の中でも、魅力か策ということで、さまざまなことをやっていると。その中で、今回先ほど申し上げたようなコミュニティスクールが設置され、尾花沢市、大石田町、それぞれ地域と連携しながら、さまざまなことをやっていくということが既に１つの学校の魅力化の１つになっているということであります。なおその県外からの募集につきましては、私も機会があるごとに、関係者の高校のほうには、ご依頼、お話をさせていただいているところであります。もちろん協議会の中でまた依頼するということも可能だと思いますので、それはまた機会を捉えてお願いをしていきたい。いずれにせよ、北村山高校におきましても、さまざまな施策を実施しているというふうにお聞きしております。これは我々以上に危機感を持って、県のほうとの連携も取りながらやっているというふうに聞いております。いずれにせよ、我々尾花沢市にとりましても、唯一の高校だということで、しっかりこれからも連携をしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　鈴木由美子議員。

◎３番（鈴　木　由美子　議員）

　前向きにご答弁をいただいたと思っております。やはりこの教育機関というのは、まちづくりに大きな影響をもたらしている大切な基幹施設であります。生徒数の確保というのも、少子化ということで、もう全国的にその問題になっていますので、生半可な募集では、なかなか生徒の争奪戦ということで難しい中でありますけれども、そこを何とか知恵を絞っていただいて、北村山高校をなるべく長く続けていただくような方向で、まちも協力していかなければいけないんじゃないかと思いますので、今後ともそちらの取り組みをお願

いしたいと思います。
　それで最後の質問になりますけれども、防災無線の使い方についてでありますけれども、ご答弁では８月の時報で花笠音頭を流して盛り上げることも１つの方策、方法との前向きのお答えをいただきました。お隣の舟形町では、青少年の非行被害防止全国強調月間への取り組みで、中学生のセーブメディアの呼びかけや商品券の期限告知など、さまざまな使い方をしているということです。防災無線の使い方は、各自治体の方針に任せられているということでありますので、市内を明るくすることにも活用をお願いしたいと思います。このご答弁の、平成28年のあたりでは、防災情報に特化したことでしか使わないようにというふうにしていたということでありますが、やはりこの情報の取り方もさまざま多様化していますし、防災無線の使い方も、乱用してはいけないんですけれども、時々は市民が明るくなるような情報、お役に立つような情報なども交えながら活用していただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。以上で、質問席からの質問を終わります。ありがとうございました。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　次に11番　和田哲議員の発言を許します。和田哲議員。
〔11番　和田　哲　議員　登壇〕
◎11番（和　田　　　哲　議員）
　引き続き、私からの一般質問を行います。
　初めに、尾花沢市職員の兼業について、その実態と、市長の考えをお伺いします。
　地方公務員の兼業については、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため、地方公務員法第38条により、許可制が採用されており、営利企業等の従事制限が定められています。具体的には、営利団体の役員等を兼ねること、自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業または事務に従事すること。これらについて、地方公務員は許可なく行為ができないとされています。一方、日本全体の兼業を巡る最近の動向については、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや、人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、民間企業等において、兼業が促進されています。そして、地方公務員も、地域社会貢献や課題解決等の働きとして、公務以外でも活動することが期待されるようになり、山形県内においても、一部の自治体で動き始めています。さあ、尾花沢どうでしょう、ということで、そこで、尾花沢市職員による地方公務員法第38条に基づく、尾花沢市職員の営利企業等従事の許可の基準に関する規則により、兼業が許可されている実態、また尾花沢市職員の兼業に対する市長の考えをお伺いいたします。
　次に、徳良湖周辺整備マスタープランの中間整理と見えるビジョンについてお伺いします。このプランの期間は、平成30年３月から令和10年３月の10年間とされており、令和６年度からは後半に入ります。これまで、プランにおおむね沿った内容で整備を行ってきましたが、よりよい整備を進めるためにも、この時点で、投資的及び収益的な視点に立った、費用対効果の分析が必要と考えます。尾花沢市では、人的、物的、経済的資源は限られています。これまでの経緯と現状をしっかりと中間整理し、今後の投資的及び収益的な新しいニーズを捉えたプランのアップデートが必要と思われますが、いかがでしょうか。
　また、そのために、徳良湖のビジョンや夢を、市民と新たに共有するために、仮称第３回ワークショップを開催し、市民参画型の実務計画を進めてはどうかと考えますが、当局の考えをお伺いします。
　以上になります。よろしくお願いします。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
〔市長　結城　裕　君　登壇〕
◎市　長（結　城　　　裕　君）
　和田議員からは大きく２つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。
　初めに、市職員の兼業に対してのお尋ねであります。当市でも農業従事者の高齢化やイベント等の担い手不足は課題となっており、特に特産品である尾花沢すいかの収穫は、高齢者にとりまして、大変な負担のかかる作業であることから、職員が作業の手助けをすることは喜ばしいことと思っております。実際に農作業に従事することで農業への理解を深め、本人のスキルアップにもつながるものであり、早急に市職員の兼業につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。もちろん、本分である公務に支障をきたすことのないよう基準を設けて、また対価があることで、持続性のある取り組みとなることを期待してまいりたいというふうに考えております。
　なお、兼業許可の実態につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。
　続きまして、徳良湖周辺整備マスタープランについてお答えを申し上げます。議員からは、令和６年度からプラン期間の後半に入ることから、プランの中間整理と市民ワークショップ開催によるニーズ把握を行っ

てはどうかとのご提案をいただきました。
まず中間整理についてですが、マスタープランにつきましては、平成30年度からの10年間を、早期、中期、長期の３つの期間に分けて、ゾーンごとに事業を管理しております。令和３年９月には、早期期間終了に伴い、内容を整理して一部改定を行っております。そのため、次の見直しにつきましては、マスタープランの中期が終了する令和７年度以降に実施する予定であります。その際は、プランの進捗状況の評価も含めて、市民の皆様から意見をいただくためにも、ご提案いただいた市民ワークショップ等、市民参加型での開催も可能であると考えております。
以上、私の答弁とさせていただきます。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
総務課長。
◎総務課長（菅　原　幸　雄　君）
職員の兼業につきましては、尾花沢市職員の営利企業等従事の許可の基準に関する規則に基づき、許可を行っているところです。
現在、許可している主なものですけれども、消防団員、令和５年度、本年度につきましては30名です。各種統計調査の調査員、指導員、本年度、住宅土地統計調査がございましたけれども、11名です。そのほか、嘱託警察犬指導手、土地改良区役員、町内会の役員、予備自衛官、副住職などとなっているところです。
県内では、さくらんぼ収穫作業における労働力の確保のために、収穫時期の約２ヵ月間に限り、令和４年度から山形県や寒河江市、今年度から東根市、山形市が職員の副業を認めております。また、南陽市では、さくらんぼ以外の果樹も対象に、市内の果樹生産農家における収穫、集荷作業に５ヵ月間の副業を認めておるようです。また、上山市では、若手職員から、地域課題の解決や上山を盛り上げるため自発的な活動を行いたいとの要望を受けまして、地域貢献活動も認めております。
市長の答弁にもありましたけれども、当市においても、山形県や他市の状況を参考に、地域貢献という視点で、農業の人手不足解消や地域課題解決の一助となるよう検討してまいりたいと考えております。
しかし、職務の遂行に支障を及ばさないことが大前提であります。職員にアンケートを実施するなどして、職員側の意向も確認しながら進めてまいりたいと考えているところです。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
それでは引き続き再質問させていただきたいと思います。
まず、尾花沢市職員の兼業についてでありますが、市長は、早急に市職員の兼業について、前向きに検討していきたいということであります。ぜひそういった環境をですね、促進していただきたいなと思います。兼業する、しないに関しましては、そういった判断については、個人の自らの判断であったり、中には兼業はしなくてもいいかなと思う方も、もちろんいるかと思います。ガンガンやってくださいというようなものではなくてですね、意欲があって頑張りたいという人を、どうぞ頑張ってねと、そしてあるいは、先ほど総務課長からありましたように、これまでは頑張ってほしいけど、ここまではいいけど、ここからはだめなんだよというような、そういった環境整備が必要だと思います。それに合わせて、そういった社会貢献をする活動が、キャリアとして認められる環境も大事かなと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。
その環境を進めるためには、まず市職員の理解と、あとは市民の理解、そういった内側と外側の理解が必要だと思いますので、まずその内側について、ちょっと再質問させていただきたいと思います。総務課長にお伺いします。先ほど総務課長のほうから、現在の尾花沢市の副業を許可している職業と人数について、ご説明がありました。今回、議長の許可をいただきまして、皆さんのタブレットのほうに参考資料を配付させていただいておりますので、ぜひ参考にさせていただきながら進めたいと思います。尾花沢市職員の営利企業等従事の許可の基準に関する規則に基づいて許可されているわけでありますが、まずこの解釈としまして、実際この許可の期限ですね、先ほど、ご答弁いただきました他の自治体のほうでは、何年間とか何ヵ月という期限を設けておりますが、実際今、尾花沢市において、この許可されている職務の期限、許可の期限というのは設けていらっしゃるんでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
総務課長。
◎総務課長（菅　原　幸　雄　君）
申しわけありません。その様式等、ちょっとどこまでの期限かというのを、答弁できないので、あとで確認します。なお、先ほど申し上げたように、例えば統計調査者であったら、それが終わるまでというふうなことになろうかと思います。例えば家業、先ほど申し

上げた中にも、家がお寺さんだというふうなことがあれば、その辺については、特段の期限を設けているというようなことはなかろうかと思います。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
分かりました。それでは、職員からの申請に対してですね、不許可となった申請、あるいは許可後に許可の取り消しが行われた事例というのは、これまであったのでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
総務課長。
◎総務課長（菅　原　幸　雄　君）
私の知る限りでは、そのように、例えば不許可ですとか、許可の取り消しとなった事例はないと記憶しております。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
これまで、ないと記憶しているということで承知しました。それではですね、逆に、今回これ許可制ということでありまして、職務によっては逆に許可を要しない副業もあるかと思います。許可を要しない行為について把握されていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
総務課長。
◎総務課長（菅　原　幸　雄　君）
ご質問の内容、その許可を要しないものを把握しているかということでありますけれども、先ほど申し上げた、市職員の営利企業と従事の許可の基準に関する規則にございまして、今、そうだと言えるような資料はないんですけれども、なお確認して申し上げます。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
それではですね、実態ににつきましても、総務課長からのお答えいただきましたけれども、職場内において、こういった申請に至らないケースであったり、相談を受けた事例というのは、庁舎内のほうであったのかどうか。申請は、基本的に任命権者宛に明確な規則がここに明記されておりますけれども、相談を希望する職員は、どこの誰に安心して相談できる環境となっているのか、そういった今の現状についてお伺いしたいと思いますが、知る範囲で構いませんので、よろしくお願いしたいと思います。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
総務課長。
◎総務課長（菅　原　幸　雄　君）
会計年度職員も含めてですけれども、公務員は自分の業務に専念しなければならないよというようなことで、例えば新入の入ったばかりの職員にも申し上げているところです。基本的に兼業は認められないんだというふうなことは、先ほど申し上げた会計年度職員にも同じように申し上げております。それで、その上で、先ほどのように、例えば消防団員とか、統計調査員とか、報酬が伴うものについては、その都度、それが発生した場合に、ご相談を受けるというふうなことです。仰る質問の内容が、それが速やかになる体制になっているかというようなことだと思いますけれども、一応総務課も、それから周りの職場の同僚、先輩も含めて、皆さん承知しているものだと思っております。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
総務省が今回地方公務員の兼業の実態にということで、公表の資料があります。中には、山形県新庄市はですね、許可の基準に基づいて、具体的な判断をした事例として、例えば、公務の執行に支障がないこととする場合は、休日であったり、臨時有休を使う。職務の公正を確保するために、兼業先が非営利団体であること。また職務の品位を損なう恐れがないこととして、その報酬額が社会通念上、相当であることということを理由に事例が挙がっております。やはり今、総務課長のほうに、私ちょっと担当職員にお伺いさせていただいたんですが、考えられる現状としてですね、大きく２つあるのかなと思います。まずは、兼業許可の基準が規則ではないです。規則に基づく兼業許可の基準が明確でないために、必要以上に制限が運用されているのではないのかなということと、もう１つは、許可を要する兼業の範囲が明確でないために、本来、許可を要しない行為までも抑制されているケースがあるのではないのかということが、総務省のほうで発表されております。これは公表されておりますので、よろしければご確認していただきたいなと思います。もしも可能でしたら、規則に基づいて、ちゃんと分かりやすい許可基準を設定してみてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総務課長。

◎総務課長（菅　原　幸　雄　君）

お答えいたします。仰っている内容が、その規則については、かなり漠然としているものだと。それを具体化することによって、より身近に自分事として、その兼業できる、できないも含めて、それがちゃんと伝わるようなことにすべきかというような意見と捉えました。仰るとおりだと思います。先ほど他の事例を申し上げましたけれども、具体的には、他市町の状況を見ますと、果物のさくらんぼとか、果樹の収穫云々出ましたけれども、具体的にそれを出すことによって、自分に合わせてできる、やってみようというような意識も高まろうかと思います。ただ、心配しているのは、それを示すことによって、しなければならないのではないかというような、強制されているのではないかというようなニュアンスでは捉えて欲しくないなとは思っています。あくまでも本分、自分の職務を優先といいますか、主に考えていただいて、なおかつ、そういうキャリアアップも含めて、地域貢献という視点で、そういった活動も広めていくというようなものにしたいなと考えているところです。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

和田議員。

◎11番（和　田　　　哲　議員）

公務の遂行と公正の確保と職務の品位を保つためのコンプライアンスというのは大変重要なことであります。ただ一方で、今の尾花沢市、人口減少が進む中で、いろんな街中でも人手不足が深刻になっております。社会貢献というその今の尾花沢市の実状を踏まえますと、やはり、民間と行政で、優秀な人材を囲い込むのではなくて、壁を越えて協働のまちづくりを進めていく必要があるのかなと思いますので、まずこの職員が兼業をしなければならないんだというような、そういった雰囲気ではなくて、やっぱりやりたいよと言った人がいる場合には、ぜひ頑張ってくださいと言えるような、そういった制度の整備が必要なのかなと思って質問させていただいております。その先進事例、これも兵庫県神戸市であったり、山形県上山市の規則等、規則に基づくいろんな制度であったり、具体的な許可基準を参考に示させていただいております。ほかにも全国的に、先進で進んでいる自治体を調べられる範囲で、インターネットを介して調べたり、あとは、先進事例の総務課のほうに私直接電話して、実状をお伺いしております。この許可基準を具体化にすることはもちろん大事だし、先ほど申し上げました、市民のほうから理解していただくためにも、そして職員の方が躊躇なく安心して兼業できるんだという環境を作るためにも、その具体的な基準をしっかりと公表しているようです。具体化だけではなくて、具体化したものを、明確な許可基準を公表していくという考えも併せて必要かなと思いますが、総務課長のご見解をお願いします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総務課長。

◎総務課長（菅　原　幸　雄　君）

お答えいたします。議員仰るとおりかなと思います。先ほど例に申し上げたものについて、例えば山形県ですとか、山形市ですとか、全てやっぱりネットのほうにもう上がっております。というのは、これはあくまでも許可ですので、来たものに対して許可を出すという、許可行為ですけれども、それをあえてホームページ等に掲載して、ＰＲしているという面も含めれば、行政のその職員が地域と一体になってそういった課題をやっているんだというようなことにつながってるのかなと。そういう意味でも、ＰＲしているんだなというような、私も認識でおります。それからすいません、この時間を借りまして、先ほどご質問のあった、規則の文言読み上げます。許可の基準という点で第３条に規定しております。「任命権者は法第38条第１項の規定に基づき、営利企業等に従事することについて、職員から許可の申請があった時には、次の各号の１に該当する場合を除き且つ法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができる。」としています。具体的にその号ですけれども、１号については、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合許可できない。２号、職員が勤務する機関または職員が占める職と兼ねようとする地位または従事しようとする事業もしくは、事務との間に特別な利害関係があり、またはその発生のおそれがある場合。たぶんこれ具体的に申し上げますと、例えば農業の先ほどの例を見ますと、実際に農林課なりの補助事業を扱うような職員はだめだよというような規制をかけている自治体もございました。３号、国または他の地方公共団体の職員の職を兼ねる場合において、勤務時間の重複の度が頻繁にわたるとき、の３号であります。それから先ほど許可の年、期限ということについてお答えしましたけれども、あらためて消防団については年度ごとです。統計についてはその期間です。先ほど警察犬のことについては、期間については、７月１日から来年６月30日までということで、１年間の許可でお出ししている、許可してい

る状況です。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
　大変丁寧な説明、大変ありがとうございます。尾花沢市が定める第３条に、そういった、及ぼす可能性がない場合は、やはり許可されるという、反対の解釈もできるのかなと。そういった解釈の仕方で、他の自治体さんが進めているようです。ちょっとここで、今回の質問の、今回の目的なんですけれども、やっぱり今回尾花沢市が人口減少が進む中で、人口減少に負けないで、やっぱり尾花沢市民の方も、市の職員の方も楽しく働いて、楽しく暮らせる、そんな尾花沢を作っていきたいなと思っております。尾花沢は第７次総合振興計画で、「このまちでともに生きるしあわせな時を刻むまち」をスローガンに、産業の振興と、そして協同の行財政を目的にしております。ぜひ行政と民間が活発なコミュニティの基盤を作って、市民協働のまちづくりを進めていただきたいなという思いで、整理しますと、そういった目的で質問させていただいております。内部については承知しました。ただもう１つ、この先進事例をいろいろ研究させていただきますと、制度が進んでも実際に今、総務課長からありましたように、職場の雰囲気だったり、理解によっては、制度と実態の乖離がやっぱりあるようです。絶対、実質窓口は広げていても、なかなか兼業に結び付かない。兼業やりたいという雰囲気がなかなかならないというのが、今の実状であるようです。実際私も、先ほど申し上げましたように、インターネットに加えて、山形県の上山市の総務課のほうにもお伺いしました。あとは宮崎県の新富町というところにも、総務課を通じて、さまざまな資料提供と情報をお伺いしました。そういった先進地においても、やはり制度と実態の乖離があるようです。こういった制度と実態の乖離を、まずは雰囲気という側面で促進していく必要があるかなと思いますが、ちょっと副市長にもお伺いしたいなと思います。やっぱりその副業をやっていこうという、職場の雰囲気を作るためには、やっぱり上司であったり、同僚の理解、職場の雰囲気というのはすごい大切かなと思いますので、ぜひこういった特に若手職員が躊躇なく、安心して兼業ができるような、職場全体のマネジメントという部分も併せて考えていく必要があるかなと思いますが、副市長のご見解をお願いしたいと思います。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　副市長。
◎副市長（横　沢　康　子　君）
　和田議員からは職員の兼業が若手職員、特に躊躇なく取り組めるような、職場全体のマネジメントをどう考えていくかといったご質問と思います。職員がこの兼業という制度を活用して、地域で活動していくこと。そのメリットとしては、やっぱり地域課題を市職員全体で地域貢献活動として取り組んでいけるという面、もちろんございますけれども、職員のモチベーションを高めていくと。それから地域においても、地域の方々との連携強化が図れるといった面からも、大変有意義なことと思っております。既に実施している自治体において見えている課題、上司や職場の理解、それから職場全体の雰囲気、そういったところが十分に備わらないことで、なかなかこの実態が進まないといったような課題が見えているということでございます。これから本市において、この導入について検討、前向きに進めていきたいと考えておりますが、その際においては、まず制度の基準やルールといったところの整備についても、職員全体の理解が図られるようなもの、基準、ルールをやっぱり整備をしていく必要があるというふうにまず第１点に思います。それから、一番大事なところは、やはり市内の働き手不足等の解消に向けて、市職員が全体でこの地域課題解決に向けて取り組んでいくものなんだという、そういった視点からの共通認識に立つことが何よりもまず重要かなと思っております。この趣旨の理解も含めまして、まず希望する職員の方々が、その方々の意欲を、職場全体で大切にし、しっかり後押しできるように、管理職をはじめとして、受け入れ、認め合える職場意識の醸成、それから組織づくりといったものに力を入れて、この制度の設計も含めてですね、準備をしてまいりたいなと思っておるところでございます。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
　よろしくお願いしたいと思います。先ほど総務課長のほうも、職員にアンケートを実施するなどして、職員のニーズであったり、あるいは潜在的なニーズもあるかもしれません。そういった声をしっかりとボトムアップできるような形で、市の職員が思い切って外に出れるような、そういった尾花沢になったらいいなと思っております。よろしくお願いしたいと思います。
　今回の兼業に関することにつきましては、この範囲なんですが、もう１つ、既に兼業を実施している、あ

るいは兼業を検討している、そういった自治体であったり、有志の公務員の団体が行ったアンケート結果というものを、調査できる範囲で調査させていただきました。その中で、大きくさまざま意見あるんですが、大きくこの人口減少が進むこの尾花沢にとって、そしてこの兼業を、先ほど市長も進めていきますということでありますけれども、進めていくためには、もう１つ、時代が求める新しい働き方が必要だなと思われました。まっすぐ言えば、フレックスタイム制の導入が必要だということを、しっかりとアンケートのほうで多く声が上がっておりました。やっぱりこの兼業は、担当部署やあるいは家庭の事情等によって、または時期や環境等によって、したくてもできない人が、少なくとも存在しているのが実状であるようです。職業、あるいは担当部署の職務の性質、あるいは通勤時間、また子育て、介護などなど、その事情は多様なライフスタイルとして存在しております。先ほど申し上げました、この兼業を促進するための検討を進めるためにも、並行して、こういったフレックスタイム制の導入の検討も視野に入れながら、進めていってはどうかなと思いますが、これにつきましてはぜひ市長のお考えをお伺いしたいと思います。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

　和田議員のほうからは、さまざまな角度で兼業、そしてまた今度はフレックスというようなことで、ご提案いただいたところでありますが、権限については先ほど副市長のほうからも、市の考え方、今後の進め方等についてですね、ご答弁させていただきました。私はやはり、さまざまなそういうこの働き方についても、変わって、変革してきた時代の中で、なおかつ３年前の新型コロナウイルスが直接の原因であったように私の記憶ではあるんですが、さくらんぼを収穫する時期に人手不足で、そういうことであるなら、やはりさくらんぼを市の名産にしている、地域の名産にしている場所であれば、そこは行政としてもしっかり手伝いをするべきではないのかというところから、県内においては、しっかり対応ができるようになってきたのかなというふうに思っています。そういう考え方からしても、尾花沢においても、スイカ、そば、米、それぞれ農産物の、いわゆるブランド、さらには牛肉、そういうものがたくさんありますので、私のまち、市でもやはり、そういう部分での人手不足解消には、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。ただ、我々のやはり、今、総務課長のほうからもありましたとおり、我々の本務につきましては、市民の方々に、しっかりサービスを質が落ちない範囲で、しっかり提供していくということが主たる任務であります。したがってそこは支障が出ない範囲でやっていただくということが、必要なんだろうというふうに思っております。そういう中で、しっかり市民の方々に別の側面でお手伝いできる、そういうことができるんであれば、ぜひやっていただければというふうに思っております。

　一方フレックスタイムにつきましても、私も経験上、国のほうでは、当初は研究に従事する方々については既にフレックスタイム、必ずその職員の方々が、在庁、在職していなければいけない時間というのがコアタイムとかと言って、いなければいけない時間は規定するんですが、それ以外で柔軟に、早く来て仕事をしていただく、遅くまで仕事していただく、なんていうことをできるような仕組みになっているというふうに私も記憶しております。今後、国のほうでは、一般事務のほうにおいても、７年度から実施するというようなことを聞いております。フレックスタイムについても、働き方の１つとして、やはり柔軟に実施できれば、これもまさに今、議員仰せのとおり、それぞれいろんな時間の使い方が、その各家庭による事情でいろいろある中で、柔軟にやっていけるということで非常にいいのかなと思っています。今後国の動き、県の動き、そこをしっかり把握しつつ、可能な限りで早急に実施できればなというふうに思っております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　和田議員。

◎11番（和　田　　　哲　議員）

　フレックスタイム制につきましては、若干質疑の目的とちょっとずれてしまうところがありますので、フレックスタイム制につきましては、今、市長からお答えいただいたその内容を踏まえて、私自身も今後いろいろ研究していきたいなと思いますので、ぜひ一緒に考えていけたらなと思っております。尾花沢市の場合はですね、明らかに将来人口がもう明確に公表されております。将来人口も、やっぱり2030年の人口が１万2,338人、今よりも約1,700人が少なくなるという見込みが、しっかりと公表されております。やっぱり人口減少に負けないで、何よりも持続可能なまちづくりを進めていくためには、そういった市民協働のまちづくりという部分を、職員のほうからも発信して、コミュ

ニティが生まれる、そういった環境づくりがあるかと思いますので、ぜひ、いろいろ課題等あるかと思いますが、ご検討、前向きに進めていただきたいと思います。

それでは次の徳良湖周辺マスタープランの中間整理と見えるビジョンについて再質問をさせていただきます。私はもちろん、徳良湖マスタープランが、早期、中期、長期、３つに分かれていることは、重々承知しております。ただ、10年間というスパンで見た時に、そもそもこのマスタープランの位置付けでありますけれども、このマスタープランは、尾花沢市の最上位計画ですね。当時は第６次ですけれども、最上位計画の総合振興計画におけるこの構想を実現するために、尾花沢市の国土利用計画と尾花沢市都市計画マスタープランによって、あまりにもやりすぎても困るので、土地の有効利用と、あと無秩序な開発の抑制を行いながら、徳良湖周辺の具体的な方向性と取り組み計画を、一覧に示されたものということで、マスタープランの中にもしっかりと書かれております。これまで最上位計画は、平成23年に策定された第６次が令和３年には第７次になっております。また、尾花沢市都市計画マスタープランにおいても、令和４年度に新しくなっております。こういった位置付けの観点からも、私は、令和７年度以降と言わず、この中間で整理していく必要があるのかなと思っています。それと併せて、私あえてアップデートと言ったんですけれども、製本化してする必要はないと思っていまして、やはり今尾花沢市がＤＸを推進しているんであれば、今の現状をしっかりそこに落とし込んで、これまでやってきたことは、そしてこれからやることを尾花沢市のホームページ上で公開、いわゆる市民が知ることができる状態にすることで、私は十分かなと思って、質問させていただいております。令和７年度に関しては、内部の事情なんですけれども、令和５年、６年度以降ですね、中間でしっかりと整理をしていっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

既存のマスタープランのアップデートという言葉でありました。市長ともいろいろ話しした時に、やはり基本的にはそういうふうな、節目節目でやっていくべきだろうという部分は、これまで同様の考えです。ただ、例えば市長と語る会なんかのテーマを、徳良湖という部分で、それに関連するような方々が自ら進んで参加できるような、イベント的な楽しい語る会などをやっていくことも、１つの手だなというふうに思っています。先ほど何回もアップデートという部分については、新しいテクノロジーというか、スマホなどを使って、さらに徳良湖を１周するのに楽しんでもらうようなものが今後あるかもしれないし、そういう部分、新しい取り組みについても、こういうマスタープランの中では、具体的にはやっぱり書いていないのが、大きな方向性としてしか捉えてはおりませんので、そういう市長と語る会で、テーマを徳良湖に絞ったようなものとして、定期的にというか、都度都度開催していけば、いろんな意見をもらいながら、その意見も必要に応じてはもうマスタープランに生かしていく。または、大きい意味では、例えば遊具広場にどういうふうな遊具を導入したいかというふうになった場合は、そういう関係の方々に、いろんな意見を聞いていくというふうにも考えておりますので、そういう市民が楽しく参加できるようなイベント的な話し合いの場、それがワークショップというふうになるかは分からないんですけれども、いろんな意見を市長に伝えてもらえるような場は作っていければなというふうに考えています。よろしくお願いします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

和田議員。

◎11番（和　田　　　哲　議員）

そういった形で、市民の声をしっかり聞く場、そして徳良湖について語る場というのは、ぜひ大切なことであります。しかし、徳良湖マスタープランに落とし込めるかどうかがやっぱり問題だと思っていまして。その根拠としましては、これまで数々の議員が一般質問で徳良湖の質問をすると、必ずマスタープランに沿って進めていきます、としか答えられません。そのマスタープランが昔のままで止まっていたとすれば、その答弁する意味合いももちろん変わってくるかと思います。何よりも、これまで作ってきたその施設がですね、今回の質問の私の趣旨ですけれども、どんな施設を作って、いくらお金をかけて、そしてその効果はどんなもんであったのかなというところを、しっかりと整理する必要があるのかなと思っています。財政課長にちょっとお伺いしたいなと思いますが、これまで平成30年度から進んできた事業費、おおむねの事業費、そこに使った公債費、その公債の借金のどれぐらいで返すかということですね、事業名、借金、借金の返す期間、ざっくりでいいので、もし教えていただけれたらなと思いますが、よろしくお願いします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）
財政課長。
◎財政課長（菅　野　智　也　君）
お答えいたします。これまでの事業の実績につきましては、毎年度、主要な政策の成果と予算執行の実績報告書の中でお示ししておりまして、ご指摘のとおり徳良湖周辺整備マスタープランのほう、30年度からということで、実績報告書のほうを平成30年度から令和４年度までの５年間、集計してみますと、事業費でおおむね２億8,100万円でございます。そのうち地方債がおおむね１億6,600万円というふうになっておりまして、その地方債の種類ですけれども、昨年度基幹集落センターの指定避難所の機能強化ということで、緊急防災減災事業債を活用しておりますが、それ以外は全て過疎対策事業債というふうになっております。
償還の期間につきましては、過疎対策事業債が据置期間も含めて12年です。緊急防災減災事業債対策事業債のほうが、据置期間を含めて10年ということになっております。30年度からの償還ですけれども、まず据置期間がほとんどですので、おおむね200万円程度償還しているというふうな状況でございます。以上でございます。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
これまで総事業費として約２億8,000万円程度を使ってきたということであります。これが高いか安いかどうではなくて、やっぱりその投資した分だけ、使った分だけ、ちゃんと効果が表れているのかなというところは、今回の質問の趣旨です。根拠としましては、徳良湖マスタープランの中にもしっかり明記されておりまして、私の認識がずれていたら違うんですが、徳良湖周辺の整備方針ということで、36ページのほうに書かれております。徳良湖周辺整備は、各々の施設の問題点を的確に把握し、ハード、ソフト両面から、整備効果が分かるように行っていきますということで書いてあるんですが、その整備効果が、もちろん利用者によっては、いろんな捉え方は違うと思うんですが、これまで実施してきた整備内容、そして、これから整備を行っていく内容について、ちょっと中身について、可能な範囲で、お伺いしたいなと思います。
まず、施設の利用状況はどうであったかということ、１つの大きい視点かなと思います。まずマスタープランのほうには、もちろん平成28年で止まっております。これまでの過去の利用状況でありますので、平成29年以降、そして今まで、この利用者が増えたか減ったかという視点も、私はこの令和７年度と言わず、現時点でどうだったかという部分を、しっかりとこの数字も計上していく必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
商工観光課長。
◎商工観光課長（齊　藤　孝行　君）
今、和田議員のほうからは、徳良湖周辺の利用の状況も踏まえながら、今後の整備計画に生かしていく必要があるのではないかというお話かと思います。利用の細部の施設の状況までは分かりませんが、徳良湖周辺の入れ込み観光客数というふうなことで、徳良湖周辺全体の部分での状況を報告させていただきますと、これは市の観光施設の推移というようなことでの計算式があって、それに基づいた入れ込み数の数字になります。徳良湖周辺全体については、平成30年度が46万9,400人で、令和元年度につきましては41万3,500人、これはコロナの影響もあって、入れ込み数は減ってきているのかなというふうに考えております。当然、令和２年度につきましては20万300人で、令和３年度につきましては若干盛り返しまして22万1,100人で、令和４年度については25万1,400人というふうなことで、コロナ前の40万人には届かないものの、年々入れ込みのほうは増えているような状況であります。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
おそらくその尾花沢市の統計の数字ですね。統計調査の数字として、これまで全体的なその何万人いたということありますけれども、このマスタープランは、やっぱりその施設をどうしていくか。その施設を改修するのか、新しく作るのか、なくすのかと、具体的なものでありますので、やっぱりその１個、１個の施設を利用している利用者数をしっかりと把握することは、１つの指標になるかなと私は思います。なおかつ、当時の現行のマスタープランにおいては、新しくできたパンプトラックであったり、徳良湖研修センター、施設は１つですけれども、コワーキングスペースも今進んでいるところであります。こういったお金を使ったことに対して、どれぐらい利用者がいてという部分は、すぐにでも製本化せずにＤＸを使えば、変更できるのかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいなと思います。それとですね、早期、中期、長期で計画されていたものが、私もこれまでの事業費全て賛成してき

ましたけれども、なぜか前倒しの、あえてなぜかという言葉使いますけれども、やっぱりその早期にやらなくちゃいけないものが据え置かれたり、長期でやるものが前倒しになったり、特に緊急性があるものではなくて行われた整備事業もあります。こういった早期、中期、長期のその分類も、若干混ざっている部分がありますので、こういった整理もやはり必要ではないのかなと思いますが、こういった整理というのは、今現在行っているのか。ぜひ行っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

　この計画につきましては、平成30年で、一部改訂が令和３年という形で、その間、市政の舵取り役の方も変わったりしております。そのいろんな意見がその際に市民から寄せられているものだと捉えております。そういう中での徳良湖というのは特にそういう目玉でもあったりするので、公約、または政策的な部分での繰り返しというのも、何回かあったのかなというふうにも思っております。ですので、今後議員の皆様からも、たぶんいろんな考えを今年の７月の際はおもらいしながらきた部分なんかも、徳良湖には確かあるのかなというふうにも捉えていますので、そういうさまざまな物事の流れの中で、さらに良い方向に持っていければなというふうにも思っています。ですので、直す、直さないかという部分については、もちろん市民の方々に分かるように、訂正、一部改正等あった場合は、ホームページ等でまた出していきたいと思いますけれども、そんな大きくないような部分の修正等については、こういう議場の場でも、いろんな意見を参考に、私たちもしていきたいと思っていますので、いろんな意見出してもらえればというふうに思っています。それが市民の意見だと思っていますので、それをもって、またこの見直しなんかも図れればなという考えももちろんありますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　和田議員。

◎11番（和　田　　　哲　議員）

　大きく方向性が変わってしまうのであれば問題ですけれども、やはり方向性はしっかりと維持しながら、１回目、２回目でワークショップで意見をいただいた声を大切にしながら、やっぱりその今の実状を落とし込むという作業は必要かなと思っております。なおかつ、私あの中間整理という言葉使わせてもらったんですけれども、改定ではなくて、やっぱり今度１回目、２回目で、参加してくれた方々にちゃんとこういうふうにやりましたよという部分を、私は報告する必要があるのかなと思っています。フィードバックして、皆さんからいただいた計画をこういうふうに進めてきたけれども、どうですかという部分を意見をしながら、新しいニーズがやっぱり入ってくるという部分が私は必要かなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただけたらなと思います。

　最後になりますけれども、今回の質問ですけれど、これまで使ってきたお金が、そしてこれから使うお金が、投資的で資本的な部分だったのか。それとも収益的な部分だったのかという部分をしっかり振り返る必要があるのかなと私は思っておりました。実はこれまで進めてきたものに関しては、ほぼほぼ収益的な部分が多かったかなと思います。西公園便所の改修、花笠グラウンドの改修、テニスコートの改修、これはこれからです。失礼しました。サイクリングロードの改修はこれからです。その今までやってきた整備で、新しく生まれたものって、パンプトラックが一番大きいのかなと。ないものを作ったと。これまでやっぱり、あるものを老朽化とかを背景に、もう直して改修というのがやっぱり一番多かったと思うんです。ただこれからは、この計画を見ますと、やっぱりないものを作っていきます。ないものを作っていくので、しっかりそこで資本が生まれて、ちゃんとそこにお金が生まれる、価値が生まれるという整備がこれから進んでいきます。でありますので、本当にこれは、今の機能を維持するために最低限度維持しなければならない、使わなければならないお金なのか。ここはお金を使ってでも、新しいものがやっぱり生まれて、お金を生んでいく仕組みなのかという、やっぱりその視点が私は必要なのかなと思います。徳良湖に建っている建物は、ほぼほぼ税金で建てた建物です。行政が作ったものです。本来であればこれからの時代は、何もかも全てを行政で建てる必要はないのかなと私も思っていますので、これからの整備のあり方、このプランの中には誰が作るとも書いてありません。こういった建物が、こういったものが必要だということが書かれているだけであって、誰が整備する、新しい制度を利用して、いろんなＰＦＩなども使いながら、誰が作っていくという部分に関しても、しっかりと私は民間等も含めて、協議していく必要があるかなと思って質疑させていただいておりますが、市長いかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
◎市　長（結　城　　　裕　君）
　今、最後の部分でお話のありましたところ、まさに私もその通りだと思います。これから徳良湖も含め、まちづくり全体に、いわゆる民間の方々の知恵、資金、そういうものをしっかりですね、いただけるようなことをしてまいりたいというふうに考えております。そういうことのためにも、地域アドバイザーと地方創生アドバイザーということで、お１人の方お招きし、そしてこのたび、連携協定ということで、民間の方々にお力をお借りするということが、もう一歩進みましたので、そういう方々にもまたこれから徳良湖に関しても、お力添えいただけるように進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　和田議員。
◎11番（和　田　　　哲　議員）
　ご期待申し上げます。以上になります。ありがとうございます。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　以上で、和田哲議員の質問を打ち切ります。
　ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休　憩　　午前11時59分
再　開　　午後１時00分

◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　再開いたします。
　次に７番　畑中和恵議員の発言を許します。畑中和恵議員。
〔７番　畑中和恵　議員　登壇〕
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　令和５年12月定例会、通告にしたがい一般質問をさせていただきます。
　初めに、子育て支援についてです。令和４年のパレットスクエアの業務終了とともに、地域子育て支援センターＡＢＥＳＡも閉館し、同年12月より、おもだか保育園等に移転しました。移転したことで、利用状況にこれまでと比較して、どのような変化があったかお伺いします。
　次に、令和４年度と今年度開催された元気な尾花沢を語る会の保護者アンケートの中に、本市独自の抜きん出た支援を期待する声が多くあります。豪雪地帯の本市に住み続け、懸命に子育てをしている世帯の経済的負担をさらに軽減できる市独自の施策が必要ではないかと思われますが、現在のお考えをお伺いします。
　次に、子ども・子育て支援事業計画策定事業についてです。本市では、重点プロジェクトの１つに、子育て日本一への挑戦を目標に掲げ、さまざまな支援や対策をしていますが、令和５年度の新規事業である子ども・子育て支援事業計画策定事業の中の、ニーズ調査の進捗状況についてお伺いします。
　また、この事業の対象として、０歳児から18歳の青少年とあります。義務教育課程においては、本市では、手厚い支援がありますが、高校進学とともに、金銭面での不安が大きくなるとの一部からの声も聞いております。この不安を解消し、尾花沢市に住み続けて通学する高校生や学生のために、これからさらなる支援を追加するお考えはないかお伺いします。
　以上、質問席での質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
〔市長　結城　裕　君　登壇〕
◎市　長（結　城　　　裕　君）
　畑中議員からは大きく２つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。
　初めに、子育て支援についてのご質問でありますが、子育て支援センターにつきましては、パレットスクエアの閉鎖に伴いまして、昨年12月より、おもだか保育園に機能を移転したところであります。利用状況としては、利用者数の１ヵ月平均が約39人となっており、これはＡＢＥＳＡのころと比較した場合、５分の１に減少しているようであります。支援センターの活動については、市公式ＬＩＮＥや子育て応援情報サイト「おがぁ〜れ」、市内各園への広報、出前講座などを通じてＰＲしているところであります。今後とも、子育てに関する不安や悩みを相談できる場として、気軽にご利用いただけるよう、各種講座やイベント、行事等の内容を充実させていくとともに、相談しやすい雰囲気づくりに努めてまいります。
　次に、保育料における市独自の新たな支援策についてでありますが、令和２年10月から国の幼児教育・保育の無償化がスタートし、３歳以上児及び住民税非課税世帯の０歳から２歳児までの保育料が全国的に無償化されました。本市ではこれに加えまして、市独自の多子軽減策を展開しながら、令和３年９月からは、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金に上乗せし、０歳から２歳児のうち、所得区分の第３、第

４階層の保育料を無償としており、現状において保育料を課している割合は全体の約２割となっております。国では、今年６月に、こども未来戦略方針を閣議決定し、次元の異なる少子化対策を講じていくこととしております。この背景には、少子化が加速していることが挙げられており、本市では平成29年以降、出生数が２桁に留まり、県全体でも出生数が２年連続で6,000人割れとなっているようであります。国では、2030年までが少子化対策のラストチャンスと危機感を募らせ、これまで支援が手薄だった妊娠、出産期から２歳までの支援を強化する方針を打ち出しております。

こうした中で、本市が保育料を課している所得区分の第５階層以上の０歳から２歳児部分を無償化できれば、国の新たな少子化対策と連携し、相乗効果のある支援に結び付けられるものと捉えておりますので、保育料の完全無償化の実現を目指して、議員の皆様とも調整してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画策定事業についてのご質問であります。子ども・子育て支援事業計画は、国の子ども・子育て支援法により、５年を１期として策定する法定計画となっております。当計画では、幼児期における質の高い教育、保育サービスの確保方策と、地域の子ども・子育て支援の充実のため法定化された、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など13事業の提供体制を定めております。現在、令和２年度からスタートした第２期計画の４年目になります。今年度は、令和７年度からスタートする第３期計画の策定にあたる基礎資料とするため、子育て世帯へのニーズ調査を予定しております。この第３期計画では、国が年末までに策定を予定している、こども大綱の内容を反映することとしており、本市における具体的な取り組みとしては、年明けを予定しております。

なお、高校進学に係る支援につきましては、教育委員会より答弁をいただきます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（工　藤　雅　史　君）

畑中和恵議員からのご質問にお答えします。３月定例会でもご説明しているところではございますが、高校進学の際の経済的支援につきましては、本市では「尾花沢市おもたか奨学金制度」を実施しております。これは経済的な理由により、高等学校への就学が困難なご家庭を対象として、高校在学中に月額18,000円の貸付金を無利子で借りることのできる奨学金制度であります。高校又は大学卒業後に、企業などに就職している、尾花沢市に居住している、奨学金の返還が４年間滞っていないの要件を満たす方は、返還免除の対象者となります。

この制度につきましては、高校入選に関する説明会や三者面談などで、保護者の方からご相談があった場合に周知し、申請についてご検討いただいております。

今後も引き続き、高校への進学の際のさまざまな悩みや金銭面での不安について、丁寧な対応に努めてまいります。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

それでは再質問のほうさせていただきます。まず子育て支援センターゆきごろうはうすの利用者数が、５分の１に減少しているということですけれども、こちらのほう、今後の対策や現在の取り組みなど、何かお考えでしたらお伺いいたします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉　野　真　広　君）

それでは私のほうからお答え申し上げます。対策としましてですけれども、先ほど市長から答弁したとおり、現在の子育て支援センターにつきましては、スペース的な制限がありますので、利用者数は５分の１ということでありますけれども、そちらのほうについては、こども広場のほうの利用状況も鑑みながらそういう利用状況になったのかなと思っております。

子育てに関する不安や悩みを相談できる場として、気軽に利用いただけるようということでありますので、各種講座やイベント、行事等の内容を充実させていきたいと考えております。また、支援センターの職員につきましても、各種研修会に参加し、スキル向上に努めているところでございます。

なお支援センターの活動につきましては、市公式ＬＩＮＥや子育て応援情報サイト「おがぁ～れ」、市内各園のチラシの広報、出前講座などをして、周知に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

今現在、ゆきごろうはうすに常時いらっしゃる職員の方は１名のようなんですけれども、こちらのほうは体制として大丈夫でしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（吉　野　真　広　君）
　利用状況も鑑みますと通常は１名の職員で十分で対応できると思っております。ただし各園への出前講座がある際や各種講座、イベント、行事等への複数の職員で対応する必要がある場合は、徳良湖のですね、こども広場やおもだか保育園の職員、同じ建物の中にありますので、おもだか保育園の職員が協力して対応しているところです。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　やはり１名ということで、その職員の方に何か起きてしまった時に本当に困るかと思いますので、今後もう１回この１名で、常時体制頑張っているというところなんですけれども、もう１名増やせないかなと私は思っています。実はやっぱり１人だと手が回らない、たくさんの相談される方が来た時に手が回らないという声もありましたので、ぜひもう一度この体制として１名で大丈夫なのかというところを、私はもう一度考えていただきたいなと思っていますけれども、いかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（吉　野　真　広　君）
　子育て支援センターにつきましては、１名が常駐しているわけですけれども、職員体制としましては、「おがぁ〜れ」にいる２名、こちらも含めて３名ということになっております。先ほども申し上げましたが、同じおもだか保育園の施設内にあるわけですので、しかもその中には前担当者、前々担当者と、２人も経験者がいるわけでございます。保育士についてはですね、資格を有しているわけでありまして、いろんな意味で子育て支援センターの正規職員だけが対応できるということじゃなくて、保育士でありますので、いろんな面で対応できるのかなと、このように思っております。１名ということでありますけれども、そこら辺は連携しながら対応していきたいと、このように思っております。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　次に、この尾花沢市子育て支援センターとこの検索した際に、ホームページのほうに、未だにＡＢＥＳＡが出てくるんですけれども、こちらのほうは、そのまま掲示する予定なんでしょうか。私としては、無い施設なので、もうこれは削除したほうが、周りから見た時に、子育てをする、例えば元々尾花沢に在住してない方とか、引っ越してこられた方が見た際に、ちょっと誤解してしまうんじゃないかなと思うので、ぜひこれはもう削除していただいて、「おがぁ〜れ」のホームページに今までの写真を追加するなりしていただいたほうが、分かりやすいかなとは思うんですけれど、いかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（吉　野　真　広　君）
　最新情報については、「おがぁ〜れ」等更新しておりますけれども、必要のない情報でありますので、そこら辺は畑中議員の仰せのとおりしたいと思います。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　よろしくお願いいたします。続きまして実際のその子育て支援センターゆきごろうはうすの場所や入り口のほうが、ちょっと分かりづらいという声も、子育てされている方からお聞きしております。現在見ると、ちょっと小さなピンクの看板しかございません。その看板なんですけれども、もう少し大きく見やすいものに作り変える。また、除雪の邪魔にならないようなところに置くとか、そういうことはできないでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（吉　野　真　広　君）
　見えないんじゃないかということでありますけれども、看板の設置等につきましては、立地上の問題、そして雪の問題等、多々あります。予算的な問題もありますけれども、そこら辺は先ほど申し上げましたとおりに、ＬＩＮＥや公式ホームページ、こちらのほうで対応していきたいなと思います。実際には、このごろの保護者の方、利用者については、どこにあるのかということを、事前に検索してから行ってるみたいなので、そこら辺は柔軟に対応していきたいんですけれども、申し上げましたとおり、ちょっと立地上の問題で、ちょっと今のところは検討しておりません。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）

ネットのほうで調べて、事前にやっぱり場所を見ていくということもありますけれども、実際、検索してみると、住所しか出ておりません。地図のほうとかもやっぱり、こちらに引っ越してきたばっかりの方とかは、分かりづらい部分もあるかと思います。なのでできれば、無理を承知でなんですけれども、除雪の邪魔にならない、例えば建物自体に看板をつけるとか、もう少し入口を分かりやすくするとか、あとは明るく入りやすい雰囲気にするとか、もうちょっといろいろ方法があるかと思いますので、なんでもかんでも雪のせいにするのではなくて、少しどうやったらできるだろうというところを考えていただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。また現在ほかに、ご答弁の中では出てきませんでしたけれども、子育て支援センターというのは市内民間事業者の２ヵ所あります。こちらのほうの利用状況はいかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉　野　真　広　君）

今年の４月から民間２園のほうでも、子育て支援センターのほうを開設しているわけでございます。利用状況につきましては、各園とも月１、２組の親子連れの方が利用しているようでございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

では稼働できているような感じと認識して大丈夫でしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉　野　真　広　君）

そのように捉えております。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

私が確認したところ、今のところ、現場のほうではこの２ヵ所、いろんな事業に対して稼働できていない状態だとお聞きしていますけれども、そこら辺りはちょっと認識の違いでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉　野　真　広　君）

そのとおりだと思います。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

それではこちらのほうでまた引き続き、きちんと現場のほう確認して調べてまいりたいと思います。

以前このこちらの子育て支援センターゆきごろうはうすのほうで、読み聞かせボランティアに行った際に、参加されたお母さん方から、この支援センターがあってありがたいとの言葉もありました。この少子化の時代に、これからも子育て支援センターの存在が、育児をする皆さんの心の拠り所となるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問に移らさせていただきます。次に、保育料の全階層無償化についてですけれども、こちら大変前向きな答弁をいただいたと思っております。本当に全階層の無償化、これが本当に抜きん出た支援ではないかなと、本市独自のと思っております。こちら市長の答弁のほうで、最後のほうにこの議員の皆様とも調整していきたいと考えておりますとあるのですけれども、これは今後どのような調整になるのかお伺いしてよろしいでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

お答え申し上げます。具体的にどういう手続きということではなくて、私もできうれば早急に実施したいということでありますので、例えば新年度予算として提案させていただくということであれば、議会のほうにまた提案させていただくという意味として、皆さん方にご相談申し上げるという意味として、お話申し上げています。ということで、可能な限り早急に、皆さんにお示しできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

ぜひこちらのほうも、前向きに。ちなみになんですけれども、こちら財源は何をお考えでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

財源ということで、例えば何か特別な経費からということではなくて、全体の予算を、これから例えば、新年度であれば新年度の予算の中で積み上げていくということで、例えば何かを削ってというようなことで特定しているわけではありません。現時点では。した

がいまして今後、お示しできる時に、歳入歳出それぞれ経費として計上させていただいた中で、ご説明をさせていただくということになろうかと思います。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　こちらのほう、できるだけ早く実現するためにも、ふるさと納税を活用するという形はいかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
◎市　長（結　城　　　裕　君）
　もちろん新年度予算編成をこれからしていく中で、ふるさと納税を活用していく。これがどの経費に充てるということでは、現時点で決めているわけではないんですが、当然、ふるさと納税の使い道として、子育て支援ということも、皆様方からの税金を納めていただく際の、いわゆる目的ということになっておりますので、そこも含めて進めていくというふうに考えております。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　令和４年度、５年度の元気な尾花沢を語る会の中でも、保育料無償化、全階層無償化の話は、本当に親御さんたちからたくさん出ているようですので、どうか少しでも早い実現をよろしくお願いいたします。
　次の質問に移らさせていただきます。こちら子ども子育て支援事業計画策定事業についてですけれども、第３期計画が年明けを予定しているということで、では第２期までの検証と２期の効果というものはもうお調べ済みですか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（吉　野　真　広　君）
　第２期というのは、来年度までということでございます。ですので中間的なことはありますけれども、大体６割の方が満足しているということでございました。第１期よりも全然多い方が満足しているようでございます。今年度につきましては、国のほうで指針が遅れているようでございますので、先ほど市長が申し上げましたとおりに、年内中にその指針が出るかと思いますので、年明けにそちらのほう、ニーズ調査も含めて対応していきたいなと、このようにも思っております。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　分かりました。それでは、２期の検証と２期の効果というのは、終わり次第に何か公表する形というのはあるんでしょうか。計画はあるんでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（吉　野　真　広　君）
　これは必ず検証、振り返りはしていかなければならないのかなと思っております。しかしながらですね、５年に一度の計画でございますので、先ほど少子化のほうについても、加速化しているということでございますけれども、ニーズの中身についても変化しているということでございますので、必ず年に１回はそういう会議はしておりますので、そちらのほうも含めて、３期のほう、計画を進めてまいりたいと思っております。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　承知しました。では、次の質問に移らさせていただきます。先ほど教育委員会の教育指導室長から答弁いただいた部分なんですけれども。こちらご答弁のほうで、最後のほうに丁寧な対応に努めてまいりますとありますけれども、こちら丁寧な対応に努めていながら、４年度、５年度のその元気な尾花沢を語る会の中で、両方ともやっぱりもう少し高校生支援をしてほしいとか、高校生になると途切れるといった声が多くあるんですけれども、こちら丁寧な対応をしても、この回答が来て、それはもう仕方ないと思っていらっしゃるのでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　教育指導室長。
◎教育指導室長（工　藤　雅　史　君）
　それではお答えします。質問やご相談いただいた際に、丁寧な対応をさせていただいているというふうなことで捉えているところでございます。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎７番（畑　中　和　恵　議員）
　大変失礼な言い方をしてしまいました。申し訳ございません。ではですね、私が質問したこの高校生の進学とともに、金銭面での不安が大きくなるとの一部からの声があるということだったので、奨学金というのは確かに充実していると思います。ですが、やっぱり

これは、尾花沢市にそのあと住み続けることが条件であり、なお返還すること。あとは住めば、返還免除にはなるのかもしれませんけれども、こちらのほうを皆さん活用した上で、さらに高校生の支援を希望されているという状況が今の状況であります。なので、それ以外に何かないかという、私のちょっと質問の仕方がよろしくなかったなと思ったんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

　さまざまな施策を尾花沢市でやっております。そもそも子育て日本一のまちということを標榜しているということもあり、さまざまなものを実施したい、していきたいし、しているところでもあります。とは言いながらも、やはり財源という必ず課題になる部分があって、なかなか全てが賄えるという状態にはなっていない。例えば13市並べて、それぞれやっている施策を比較していきますと、やはりでこぼこがあるんじゃないかなと。私も並べてみたことはないんですが、たぶん、そういうことになっているんだろうと。そこで、ちょっと論点がずれる可能性もありますが、給食費についても、高校生のところではないのかもしれませんが、給食費についても、どこの地域行っても無償化になるというようなこととか、１つの例でありますが、それ以外の子育てに関わるものがある地域に行けば支援し、また別のところへ行くと支援がない。住む場所によって違ってくるということは、日本の国として見た場合には、非常によろしくないのではないかと。限られたこの子どもさんの、いわゆる奪い合いみたいなことでは、そもそもよろしくないんだろうというようなことで、私も含め、県の市長会さらには全国市長会の代表の方々が、政府のほうに働きがけをしているという現実もございます。ちょっとレベルが変わってきましたが、尾花沢市で見た場合には、例えば子ども医療費、これがいわゆる通院費、入院費、それぞれ18歳、高校生まで支援させてもらっている。この１つの事業に関しても、ほかの事業が、ほかの自治体で全てそのとおりになっているかと言われると、ここも若干ずれがある。尾花沢市においては、18歳まで通院費、入院費、全て無償ということがございますので、それぞれの地域で、できる範囲内でやらせていただいていると。議員仰るとおりですね、高校生の方々にもですね、別の面で何か支援できるものがあればですね、今後またほかの市町村の実例なんかも調べながら、進めていければいいのかなというふうに私は思っているところであります。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

　確かに尾花沢市の高校生医療費無償、あとは、そうですね今高校生の公立高等学校就学支援金制度とか、私立高等学校就学支援金制度などで、だいぶ高校生お金かからなくなってきたんだなと、昔よりは、と思っております。そういうふうに仰る方も多いです。ただしかし、やっぱり昔とまた違うのが今の時代でございます。本当に私もいろいろ今回、自分が選挙に出る時に、公約というんですかね、公約で、高校生の定期代半額補助にならないかというところと、不登校児支援という、この２点だけを掲げて出させていただきましたので、この２点だけはちょっと私、必ず任期中に頑張って伝えていかなきゃと、何とかしなきゃと思っているので、今回本当にいきなりこのように言いましたので、難しいかなとは思ったんですけれども、私この定期代半額補助、半額までいかなくても補助の部分、または高校生の支援、やっぱり小学生、中学生までの支援が手厚い分だけ、高校生になった時に、いきなり切り離さられたような感じがする親御さんたちが、何となくやっぱり多いのかなとお話を聞いていると思います。そうではないんでしょうけれども、実際そのように感じている。なのでそういった部分で、尾花沢市から山形市、東根市、新庄市とかに通う時は、尾花沢市は高校は１つしかありません。やっぱり多くの子どもたちが他市の高校に通うようになっております。本当にこの雪深いところですので、通学にお金もかかるし、定期代はかかるし、本当に住み続けるのも大変なのかなと、正直自分でも、出て行かれるご家族の方を見ていると思います。でもやっぱりここに住み続けて頑張っていらっしゃるご家族の方、子どもたちのために何か１つ、尾花沢から通うハンデというものに対して、１つ何かできないかなと思ってこの案を提案させていただきました。なので、何かいろいろとまた考えていただければなと思います。私のほうでもまたちょっと考えさせていただきます。まず、丁寧なご答弁ありがとうございます。

　それでは最後になんですけれども、市長にお伺いします。先ほども申しましたけれども、私は公約を２つ掲げまして出ました。この公約というのは、必ず守らなければ、達成しなければいけないものであろうなと私は思っているんですけれども、市長が選挙に出られ

た際の公約や施策のこの優先順位があるのであれば教えていただければと思います。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

私の場合はもう２つではなくて、実は両手があっても足りないぐらいの公約をさせていただきました。その中で、現実にあまり時間をかけずにですね、実施できることとか、なかなかハードルが高いようなものも現実としてはあろうかと思います。とは言いながらも、やはり私自身として、市民の方々のお話を聞かせていただく、合わせて私自身もですね、今まで経験した中で、やはりこれはどうしても実現するべきではないのかなというふうに思っているものが、やはり公約として掲げさせていただいた。その中で優先順位ということはなかなか難しい、どれもこれも全て大事なものであります。とは言いながら、今議員と議論をさせていただく子育て支援の中で、やはり私としては、小児科の先生をですね、ぜひ常勤としてお招きしたい。実は私も就任後、機会を見ながら、さまざまなところに声掛けをさせていただいている状況ではありますが、全国的に医師不足、特にその中でも小児科の先生は非常に少ない。そしてまた、今後もどういうふうに推移していくか分からない。北村山地域そのものが若干、お医者さんの数も少ない。そういう非常に厳しい状況の中で、何とか小児科の先生を来ていただきたいということで、いろんなところにお願いをしている状況であります。可能であるなら、常勤でなくても、定期的に来ていただけるような方法がないんだろうかというようなことも含めてですね、今後も何とか実現に向けて頑張ってまいりたいというところでございます。皆様方からもまたいろいろお声がけいただいたり、情報をいただいたりしながら、何とか実現に漕ぎ付けていきたいと思っております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

畑中議員。

◎７番（畑　中　和　恵　議員）

今お話に出ました小児科医、今本当に育児をしているお母さん方のリアルな声というのが、小児科に行っても診察してもらえない、予約以外は受け付けてもらえないとか、あとはなかなか診てもらえなくて大変だという声が、本当に子育て支援センターに対しても多いそうで、そういうところを真っ先に今挙げていただいたので、安心したところでした。小児科医、本当に常勤じゃなくても、少しでもいてくれるというだけが、市民の皆さんの安心につながると思いますので、どうか実現をよろしくお願いいたしたいと思います。市民の１人としても、子を持つ１人の親としても、市長の公約の実現を心から期待しております。また、そのためにも強いリーダーシップと決断力をこれからも発揮していただけるようお願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

以上で、畑中和恵議員の質問を打ち切ります。

次に２番　伊藤浩議員の発言を許します。伊藤議員。

〔２番　伊藤　浩　議員　登壇〕

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

先の通告に基づき、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。大きく３つの質問をさせていただきます。

１項目目でございますが、農業を取り巻く情勢について３点お伺いをいたします。

畑地化促進事業の現在の進捗状況についてお伺いをいたします。また、９月定例会でも申し上げました追加希望者の事前調査は必須と考えますが、いつごろを目処に実施されようと検討しているのか、合わせてお伺いをいたします。

２点目でございます。農家の皆さんの高齢化や後継者不足に対応するため、今後の尾花沢市の農業政策に特化した長期プランを策定する必要があると考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

３点目、令和３年度からスタートをしました市の単独事業であります地域ぐるみの鳥獣被害対策防止対策事業が、今年度で終了する地区がございます。鳥獣被害が継続して発生している中で、次のステップとして、地域が取り組むべき課題を当局はどう考えておられるのかお伺いをいたします。

２項目目、今年度の除排雪体制について、３点お伺いをいたします。

１点目、除排雪経費を削減するために、除排雪マニュアルを作成し、効率的な運用を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

２点目、間口除雪の趣旨と運用内容をもっと明確にして周知し、全市民の方から協力してもらえる除雪体制を構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

３点目でございます。丹生川の雪捨て場のスムーズな運用を図るため、排雪車両の一方通行や排雪時の交通規制を行ってはいかがでしょうか。

また今シーズンから行う、除排雪工区の見直しによ

る費用効果についてはどう考えているのか、合わせてお伺いをいたします。

３項目目に、新しいごみ処理場の建設についてお伺いをいたします。この事業を尾花沢市と大石田町のみで行うのではなく、近隣の自治体と連携した政策として切り替えをしていく考えはないか。市長にお伺いをいたします。

以上、質問席からの質問とさせていただきます。答弁をいただいてから、再質問をまたさせていただきます。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市長。

〔市長　結城　裕　君　登壇〕

◎市　長（結　城　　　裕　君）

伊藤議員からは大きく３つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

初めに、農業を取り巻く問題についてであります。畑地化促進事業は、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農家を支援することを目的に、国が実施する事業であります。当該事業の進捗状況についてですが、本年４月に本市から国へ78経営体、152.6haを報告いたしましたが、６月に１次採択の決定を受けたのは６経営体、69.1haでありました。国の再精査により要件非該当等となった６経営体、11.4haを除く、残り66経営体、72.1haが２次配分の対象となっておりましたが、11月の13日に、国からは２次配分全てが交付対象となる内報をいただいたところであります。この事業は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが図られる中で、国が目指す水田農業の産地づくりのための方針に沿って行われる事業であり、農業者にとりましては、今後水田農業を継続するか、畑作を本作化するか、将来の農業経営の選択を迫られるものでもあります。また、耕作者だけでなく、水田の所有者にも関わるものでもあるため、水田経営者と所有者のどちらも内容を理解した上で、この事業に取り組んでまいる必要があります。

国では畑地化促進事業について、来年度も事業継続を決定しておりますが、詳細につきましてはまだ示されておりません。しかし、これまでの経緯を見ると、事業の詳細が確定したあとの申込期間が非常に短いため、農業者は短期間で経営判断を行い、さまざまな書類を準備する必要があると予想されます。このことを踏まえ、議員からは来年度の募集に向けた追加希望者の事前調査とのことでありますが、11月29日に国の補正予算が成立し、畑地化促進事業については750億円が計上されたところであります。２次配分に係る予算や来年度の方針が間もなく示されると思いますので、事業内容が示されましたら、速やかに農業者の皆様に事業内容の周知を図り要望調査を実施してまいります。

現在、来年度の事業内容につきましては、まだ詳細が示されていない状況ではありますが、国の動向を注視し、速やかに農業者の皆様へ情報提供できる体制をとりながら、募集期間内に経営判断できるよう、対応してまいりたいと考えております。

次に、農業政策における長期プランの作成についてですが、農業者の高齢化や後継者不足は全国的な課題となっており、新規就農者の育成や就農への定着に向け、国や県及び各市町村が支援策を展開し、新規就農者の確保に努めております。本市におきましては、青年等就農計画の認定を受け独立した就農者は、令和元年からの５ヵ年で18組となっております。そのほかにも親元への就農や農業法人への雇用就農など、多様な形態で就農しておりますが、離農者はそれを上回る勢いで増加しており、地域農業を支える担い手の確保が課題となっております。

現在、第７次総合振興計画の主要施策として、若手農業者の応援、新規就農者の育成を掲げ、各種事業を展開しております。地域農業の担い手の持続可能な農業経営のためには、儲かる農業の実践が不可欠であり、そのためには確かな栽培技術や優れた経営ノウハウなどの習得が必要となります。多くの新規就農者は、農地や資金の確保など、独立に先立つために苦労したという調査結果もあることから、就農の準備段階で支援体制を整える必要があると考えており、先進事例を参考に、尾花沢らしい支援制度について検討してまいりたいと考えております。

議員お尋ねの農業政策における長期プランの策定についてですが、今年４月、農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが地域計画へと名称が変わり、令和７年３月まで、市町村が策定することとなりました。この地域計画は、農地を次世代に着実に引き継いでいくため、地域農業の将来について一人ひとりが考え、話し合い、これからの方針や取り組みを、地域が一体となって進めていくものであります。地域の実状やニーズを反映しながら策定する地域計画は、地域農業の羅針盤であり、振興計画にのっとるものであると思っており、本市の農業政策における長期的プランであると言えます。今後、順次各地域や集落で話し合いの場を設けることとなりますが、地域農業の未来設計図を一緒に描くために、より多くのみなさんに

参画いただけるよう周知を行ってまいりたいと思います。

地域を支える多様な担い手の育成、確保に向け、関係機関と連携し、動機付けとなる就農相談から定着、発展までの各段階に応じて、きめ細かな支援を積極的に展開することで、新規就農者の確保に努め、独立、自営就農及び農業法人による雇用就農の拡大につなげてまいります。

次に、鳥獣被害防止対策についてですが、この被害防止対策は、個人が行う対策、地域共助で行う対策、行政が行う対策の３本の矢が一体となって機能すると考えております。地域共助で被害対策を推進するにあたり、多くの地域住民が参画し、役割分担することで効果的な対策が推進できると考えております。

本市では、令和３年度に「地域ぐるみによる鳥獣被害防止事業」をスタートさせ、地域住民自ら有害鳥獣の種類や出没場所、被害状況などを考慮した被害防止活動計画を策定し、市では、それぞれの地域の実状に合わせた取り組みを支援しております。令和３年度から実施している地区は、３年間の協定締結により事業を行っているため、今年度が最終年度となっております。これまで地域で被害状況の共有化を図り、有効な対策を地域ぐるみで実践した結果、被害防止に効果があったと認識しております。また、地域の共通課題に対する地域ぐるみの活動を支援しながら、地域が一体となった取り組みを実施している地区では、地域力の強化や地域コミュニティの活性化につながっているとの声も届いております。被害防止に効果があること、地域コミュニティの活性化につながっていること、また、実施地区のほとんどから事業の継続要望があることなどから、市としても、今年度で協定締結が終了する地区にも、継続して支援を行っていきたいと考えております。次年度以降も引き続き事業に取り組んでいただけるよう、また、まだ活用されていない地区には、事例の紹介等を行いながら、地域共助の活動を支援できるよう周知してまいります。

有害鳥獣対策としては、現在の取り組みを継続し、新たに効果的な対策が出た場合などは、積極的に取り入れていきたいと考えております。さらに広域的、大規模な対策を検討する地区には、国等の事業を活用が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、今年度の除排雪についてお答え申し上げます。今年度の道路除排雪についてですが、これまでよりも除排雪を担当する工区の数を増やし、１つの事業者が受け持つ路線数を少なくすることで、作業で生ずる負担の軽減を図りながら、よりきめ細やかな除排雪が実施できる体制を目指しております。近年は連続で豪雪に見舞われたことや、労務単価の上昇などにより、除排雪費用が増加しておりますが、さらに適切な予算の執行を図りながら作業の質を保持し、生活に支障を生じさせない除排雪となるよう努めてまいります。

初めに、除排雪マニュアルについてであります。毎年、降雪前に道路除雪計画書を作成し、道路の除雪について詳細を定めており、除雪作業の出動基準や雪押し場と流雪溝の使い方などの各種ルールを記載し、これに基づき道路除雪を実施しております。一方、排雪作業につきましては、各路線で状況が違うこともあり、一律に基準を設けることは大変困難であります。実際に作業を実施する際には、職員が現場を確認し、車輌等の通行に影響がある場合や人命等に危険な状態と判断した際には、今後の天候なども加味しながら判断を行っておるところであります。

次に、間口除雪についてであります。あらためて市道における間口除雪について確認いたしますと、道路除雪計画書におきまして「各戸の出入り口や車庫等に市道除雪による雪をできるだけ置かないよう努める」と明記しております。除雪による大きな雪の固まりを、できるかぎり家の前に置くことのないよう、除雪事業者と連携しながら精度の高い除雪に努めております。しかし、家屋が連担し雪押し場が少ない場合、間口除雪が難しい路線もございます。市道における間口除雪は、道路除雪を徹底することであり、住宅の敷地内などの民地部分の除雪でないことをご理解いただきながら、より一層の周知を図ってまいります。

最後に、丹生川の雪捨て場についてですが、特に大雪により排雪が必要になった際、ダンプ、トラックが集中し、橋のところで渋滞が生ずる原因となっていることを認識しております。市では交通誘導員２名を配備し、対策を講じているところではございますが、道路を挟んだ河川の下流側には県管理の雪捨て場もあり、排雪時期が重複すると、さらにダンプ、トラックが集まる結果となり、渋滞解消にはいたっていないのが現状であります。

議員ご提案の一方通行や交通規制につきましては、渋滞解消のための有効な手段であると考えておりますが、そのためには代替の道路の確保や農地の所有者との協議、また関係機関との調整を図る必要があり、今後、皆様のご意見をいただきながら、最適な方法を検討していく必要があると考えております。

また、除排雪工区の変更による費用効果についてで

ありますが、除雪路線の距離につきましては、これまでと変わりませんので、基本的には大きな変化はないことと捉えておりますが、受託事業者を増やし、管理体制が強化されたことにより、より適切な除排雪体制となることが期待されるのではないかと考えております。

次に、新ごみ処理場の建設についてお答え申し上げます。伊藤議員からは、ごみ処理施設の広域的な取り組みへの変更を検討してはどうかというご提案であります。

ごみ処理施設の広域化は、国から発出されている「持続可能な適正処理の確保に向けた処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」に基づき、山形県が令和５年３月に、ごみ処理施設の集約化計画を策定いたしました。この中で、広域化、集約化の方向性を「現在の７ブロック８処理区を維持するも、さらなる人口減少により焼却施設の余力が大きくなることを踏まえ、計画期間中から広域ブロックの区割りの見直しや、ごみ処理施設の集約化を検討していくこと」とされております。そのため、本市が参画する環境衛生事業組合のごみ処理につきましては、県の計画では当面現状で進んでいくこととなり、広域ブロックの北村山１ブロックに対して、環境衛生事業組合と東根市ほか２市１町、共立衛生処理組合の２つの処理区がある現状となっております。本市は第７次総合振興計画におきまして、より効率的な広域行政の推進と将来を見据えた政策的事業を、今後、県指導のもと構成自治体と検討していくものとしております。

新処理施設の整備につきましては、これまで長年ご協力いただいている、処理施設周辺地区住民の皆様から、引き続き変わらないご理解、ご協力が必要となります。同時に将来的な広域連携の検討を図るには、連携する自治体とその住民の理解を得ることが重要であります。現在、県及び市町村並びに一部事務組合で構成する、循環型社会の形成に向けた意見交換を行う地域循環検討会議の中で、ごみ処理の広域化、集約化について議題となるよう要望しているところであります。今後とも県の助言を仰ぎ、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

順次、何点か再質問させていただきたいと思います。農業問題の中で、畑地化促進事業、この問題、私今回で、定例会では５回目の質問になるのかなというふうに思っております。それだけですね、これからの尾花沢の農業に大きな影響を与える分野ではないかなと思ってまいりました。そして、市長にも、いろんな形で、この問題に、国のほうからですね、大きな支援をいただきながら、何とか農家の皆様方の要望に応えることができるように、頑張っていただきたいというお願いをしてまいりました。市長におかれましては、県の市長会あるいは東北市長会まで、この問題を取り上げていただきました。その結果ですね、本臨時国会の中で、750億円の補正予算が組まれたという、大きな要因の一環になったんではないかなというふうに私は思っております。この点、大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この畑地化促進事業のみを捉えた時ですね、今回の２次配分の対象となっているところについては、全てが交付対象となる内報がもう来ていますという内容のご答弁でございますが、尾花沢市当初全体、約152haほどの要件に該当した農地がございました。またその中でいろいろと精査する中で、ここまでの面積になったというふうに捉えられるわけでございますけれども、現在ですね、この今の内示の中で、実際農家の皆さん方に、この交付金が支払われる目処については、どのように今お考えでいらっしゃいますか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐　満　徳　君）

お答えいたします。交付金を支払う時期というご質問でございますけれども、１次配分につきましては、６月に１次配分が示されまして、交付決定をいただいている状況でございます。国のほうでは、１次配分につきましては、年内に支給を考えているという方針が示されているところではございますけれども、２次配分につきましては、現在、内報という形で、各市町村に面積、金額が示されたところでございます。先日、国の補正予算も可決なりましたけれども、２次配分につきましては、早ければ年内に支給したいという国の考えはあるようでございますが、最終的には年度内には、２次配分についても支給されるのではないかなというふうに捉えておりますが、まだ、交付金の支給時期については、国のほうから、はっきりした記述は示されていないというのが現状でございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

ぜひ具体的な運用が示されましたら、速やかに対象者の皆様には、対応していただきたいというお願いを申し上げます。

さて、これもずっと私、提言させていただいてきましたが、問題は、今回申し込みしなかった方についてでございます。私がいろいろ質問を聞いたり、お話を伺ったりした中では、結構な方がいらっしゃるんではないかなというふうに思っております。その事前調査というふうな部分については、今日の答弁の中で、具体的に、今後のいわゆる来年度の中で、この事業がどういうふうに展開されるのかというふうなところが分かった段階で、要望調査を実施するという答弁をいただきました。ぜひですね、こちらのほうも、来年度の運用が見えてきたならば、ぜひ早めに実施をしていただきたいというお願いを申し上げます。

いずれにしましても、かなり具体的な形で、私は思ったより早く、この問題については、具体的な形で国のほうが示していただいたなというふうに思っているところでございます。

次の農家の後継者不足の部分なんですけれども、やはり市の統計を見ましても、平成27年で、いわゆる販売農家に従事している方が2,400名ほどいらっしゃったんですが、令和２年になると、35%ぐらい減っているんです、販売農家の皆さん。なおかつ、その年齢を見てみますと、70歳以上が737名、半分近いんです。こういう状況の中で、その後継者対策を本当に急速に進めていかないと、尾花沢のこれからの、夏スイカ日本一の尾花沢ではございますが、この部分でさえ危うくなるような状況が出てしまうんではないかなというふうに危惧をしております。今日、答弁をいただいた中で、１点目、１つの大きい項目として、いわゆる地域計画の中で、これからの尾花沢の農業をしっかりと定めていくというような答弁もございましたが、私は、この地域計画の中でも、実際それを誰がやるのかというふうな部分が、１つのポイントなのではないかなというふうに思います。やる人がいなければ、いくら計画があっても、計画そのものが頓挫してしまうというような危機さえもあろうかというふうに思います。具体的な私が申し上げましたその長期プランというような部分でございますけれども、尾花沢市第７次総合計画の中でですね、気付いたのが、農業の部分で、いわゆる具体的な数値目標になっている部分が、あまりなかったんですね。農業生産額と認定農業法人数、これを令和７年までに農業生産額は100億円、認定農業法人数25法人までしていくというような数値目標があったんですが、いわゆる今申し上げました農業後継者とか、あるいは県外から尾花沢に移住していただいて農業をやっていただく、現在もいらっしゃいます。この方を何人ぐらいの目標で尾花沢に来ていただきたいというような目標数値も必要なのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐　満　徳　君）

お答えいたします。伊藤委員からは、若手農業者、新規就農者、農業後継者の数値目標を立てる必要があるのではないかということでございますけれども、市長の答弁にもございましたけれども、これから地域計画を各集落のほうで話し合いを行いながら定めていくということになります。まず、地域農業というものは、誰がこの集落を守っていくかではなくて、集落みんなで、自分の集落は自分たちで守っていくんだという集落のみんなの気持ちの伝わり方が重要ではないかなと思っております。

地域計画の中で、集落の中で、この農地は誰に引き継いでいくのかと。担い手はどれぐらいこの集落にいるのかと。農地を守れない部分があれば、他の集落に作っていただくということで、まずは地域の中で、どれぐらいの新規就農者が必要であるのかということを、地域の中で、しっかりと話し合いをしていただければなというふうに思っているところでございます。私たちも地域計画の話し合いの際には、積極的に話し合いのほうにも混ざっていきたいと思いますので、この機会を契機といたしまして、地域農業のあり方をしっかり話し合っていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

ぜひ市のほうも当然、この地域計画の話し合い、もうスタートしてますけれども、入っていただくわけなので、皆様方のいろんな意見を聞きながらですね、今、農林課長の答弁ございました。やっぱり地域の中で考えていくというのは、これやっぱり基本だというふうに私も思います。しかしながら、どうしても地域だけではできない。ここを何とかしてほしいというふうな部分も、結構出てくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺のフォローも積極的にお願いしていきたいというふうに思います。

もう１点ですね、市内の後継者のみでなく、やはり

尾花沢市外から尾花沢に移って、移住していただいて、そして農家をやっていただくと。今も何組か入っていらっしゃる方がいらっしゃいます。私大変遅ればせなんですけれども、今年の９月ですね、東京の有楽町にございます、ふるさと回帰支援センター、初めて伺ってまいりました。びっくりしました。というのは、私たちが伺った時ですね、ちょうど青森県のいわゆるＰＲと言いますか、かなり大がかりに青森県全体でしたけれども、そして、県内の各市町村のブースが設けられました。そこに担当の方が張り付いて、いらっしゃった皆さんと面接をしながら、ぜひ青森県にというふうに。やっぱりこうなってみると、もう日本全国、どこの県でもですね、こういう方々たちをターゲットにして、ぜひ移住者を増やしたいというふうな活動。本当にびっくりしたんですけれども、こういうふるさと回帰センター、今までに尾花沢市では、どういうような活用されていましたでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　定住応援課長。

◎定住応援課長（坂　木　良　一　君）

　ふるさと回帰支援センターの活用についてのご質問でありますけれども、本市におきましても、回帰センターのほうと連携をしながら、さまざま取り組みのほう行ってきているところであります。今年度につきましては、２度ほど回帰センターのほうで、イベントのほうに参加しております、やまがたハッピーライフカフェというふうなことで、これについては北村山地域の市町村と連携した取り組みというふうなことで、９月２日に回帰センターのほうで、イベントを行って参加しているところでございます。また11月26日にも、県のほうの取り組みとして、そちらのほうと連携して、移住フェアというふうなことで、尾花沢市のほうも出展をして対応したという実績でございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

　尾花沢市でも登録はされていますというふうなお話も伺ってきたんですけれども。やはりですね、やっぱり青森県で大々的なＰＲをやったような、普通のＰＲだけでなかなかその尾花沢をね、理解していただくというのは、ちょっともう難しいんではないかなと。全国どの県でも手ぐすね引いてやっているわけですから。尾花沢市としてですね、やっぱり夏スイカ日本一というキャッチフレーズを含めて、ふるさと回帰支援センターを活用した、大々的なイベントもぜひ企画するということも必要なんではないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　定住応援課長。

◎定住応援課長（坂　木　良　一　君）

　定住者の促進に向けた取り組みというふうなことで、今先ほど、ふるさと回帰センターでの取り組み、イベントへの参加ということで、説明をさせていただきましたが、それ以外にも、９月にふるさと回帰フェアというふうなことで、これも支援センターのすぐ近くの国際フォーラムのほうで開催されたイベントでありますけれども、約２万人の方が来場されるようなイベントのほうにも出展しております。

　また今後ですが、１月に新農業人フェアというようなフェアが、これも同じ国際フォーラムのほうで開催される予定で、そちらのほうにも出展していく予定です。こういったイベントのほうに参加して、多くの方々と、まずつながりを作ると。尾花沢市を知っていただくというのが大変重要なのかなというふうに考えております。そういうつながりをまず作りながら、そういった方々に独自のイベントについても情報発信しながら、回帰センターで、独自のイベントをする際には多くの方から来ていただけるような対応、取り組みも今後進めていければというふうに考えているところです。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

　移住体験ツアーとかですね、従来、やっていただいてきているわけなんですけれど、ぜひあそこを活用したイベントを企画していただいて、１人でも２人でも、何とか我が尾花沢に移住していただけるようなＰＲを、これからどんどん進めていただきたいなというお願いをさせていただきます。

　次に鳥獣対策なんですけれども、今年度で３年間の活動が終わる、確か５地区あったんではないかなというふうに思いますけれども。答弁の中で、また協定締結終了後も継続して支援を行っていきたいという内容でございますが、これは従来と同じ内容で、またこの事業を、いわゆる今度は２期目の事業というふうな位置付けでやっていきたいというような内容でございますでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　農林課長。

◎農林課長（五十嵐　満　徳　君）

お答えをいたします。伊藤議員からは、来年度の事業に向けての考え方ということのご質問でございますけれども、本事業につきましては、市長の答弁のとおり、３ヵ年の時限措置での事業でスタートさせていただいた事業でございます。今年度が最終年度ということもありましたけれども、取り組んでいる各地域の皆さんからは、本当に効果のある事業だったと。ぜひ継続をお願いしたいというお話が、農林課のほうにも届いてきているところでございます。農林課といたしましても、この事業については、地域共助である取り組み、市単独事業ではありますけれども、最もこの効果がある事業だったということで、次年度以降も継続した事業を現在考えているところでございますけれども、集落によっては、もっと大規模に広域的にやりたいという集落がございましたらですね、ぜひ、県の事業、国の事業などもございますので、そちらの事業のほうを有効に活用できるように、私たちもつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

私の地区でもスタート当初から、すぐにこの事業を取り入れて、やらせていただきました。それまでの個人的な活動から、今度１本の線になって活動ができたというようなことが、やっぱり非常に大きい効果があったんではないかなというふうに思います。ただ、その鳥獣の分類的に見ますと、皆さんが対応できるのがやっぱりサルなんです。イノシシとか、あるいは、今年度、大変問題になっております、クマの異常発生。そういう部分については、まだまだ一般の方が対応できるエリアではないわけです。今後、今、課長の答弁にもございましたように、やはり、基礎的な活動から、発展的な活動という形で今まで取り組んできたわけなんです。これを具体的にするには、やはり市の財源だけでは私は無理だと思います。県にも国にも、こういう直接支援制度が、モデル事業としてあるそうでございますので、ぜひその辺も、これからですね、地域によっては、取り組んでみたいという地域が出てくるかもしれません。ぜひ、市のほうでバックアップをしていただきながら、みんなが安心して住める地域づくりにつながっていきますので、お願いしたいと思います。

もう１点、お願いなんですけれども、令和５年度、今年で終える活動をしている地域が、まだ９つかなというふうに思いました。答弁にもありましたが、この事業をもっとＰＲしていただいてですね、例えばサルの追い払い用の花火を購入して、市からもいただいていますが、本数的にやっぱり足りないというふうな部分については、この事業の中で追い払い花火を買っていただいて、有効に使っていただくというようなＰＲも合わせて、多くの地区がこの事業に取り組めるように、今後とも支援をお願いしたいと思います。

次の除雪体制でございますけれども、マニュアルというような部分については、非常に難しいというふうな答弁であったかというふうに思います。しかしながら、道路の状況とか、やはり近隣のいわゆる通学路があるとか、いろんな環境の違いはあるかと思うんですけれども、一定の基準というものがないと、全てに対応しなければいけないようなことも出てくるんではないかなというふうに思います。例えばですね、近年、特に経費が増えている排雪作業でございますけれども、この排雪作業についても、ある程度一定の雪の壁が、どのぐらいになったらというような基準も、必要なのではないかなと、私は思うんですけれども、建設課長いかがでしょう。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴　木　　　敏　君）

排雪作業についてでございますけれども、やはりそれぞれの路線、現場によって道路状況といいますか、状況が違うため、それぞれの現場のほうを職員が確認しながら、まず車両の通行に支障がある場合ですとか、あとは通学路などで、雪の高さ、壁になっており、大変危険な状況となった時の判断した際に、さらに今後の天候状況などを加味しながら、排雪のほうは実施しているところでございます。ですので、通学路になってないところの道路であったり、あとはやはりその排雪が、回数が多くなっている道路というのは、基本的に歩道と車道の両方からの除雪と言いますか、そうなると、通常の道路除雪の倍ぐらいの高さになるようなところが、まず普通の道路よりも、多くなっているような状況でございます。ですので、一概に何ｍに達したからというところでの基準が、なかなか難しいところでありまして、やはり職員が現場に出向きながら、状況確認しながら排雪をしていくということで対応しているところでございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

大変難しい課題ではあるかなというふうに思います

けれども、例えば昨年度、これ排雪費用だけで、３億4,200万円でございました。平成26年、ちょうどこの時も、累計降雪深でいうと８ｍぐらい、両年とも８ｍぐらいの降雪深があったんですが、26年は１億7,300万円という実績だったようでございます。特にこの費用の増加が目立ってきておりますので、今後とも継続して検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、間口除雪でございます。今年度の除雪計画書、あるいは、この前、全戸に配布していただきました、除雪路線計画図というふうな中にも、市道の間口除雪に努めます。雪をできるだけ置かない、間口除雪に努めていますというふうな表記がございます。全ての市道沿いの民家の玄関をできれば良いんですけれども、なかなか、限られた時間の中で、朝７時まで１車線確保というふうな規定基準もあるわけでございますので、大変厳しいのかなと。私はやはり、この間口除雪というのは、できるだけはやりますけれども、特に、いわゆる除雪困難者の方を中心にというふうな部分をですね、もう少し強く出しても良いんではないかなというふうに思ったんですが、いかがでしょう。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴　木　　　敏　君）

間口除雪についてでございますけれども、こちらにつきまして、各戸の出入り口ですとか車庫等に、市道除雪などによる雪をできるだけ置かないように努める。大きな塊、雪の塊をできるだけ置かないように、除雪業者と連携、協力しながら今やっているところでございます。少々の雪も含めて、全然、家の前から、道路からなくなってしまうということで、認識している方もいらっしゃるということで、だからこの市民の間口除雪に対する捉え方に差異があるということで認識しておりますので、あらためて市民の方からのご協力、ご理解のほうをお願いするとともに、除雪困難者について今、福祉の民生委員の方からもデータとかもお預かりしながらやっているところもございます。ですので、チラシやホームページなどでさらに周知のほうに努めてまいりたいと思います。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

やはりこういうふうな表現になってしまうと、皆さんやっぱり期待しちゃうと思うんですよ。期待した部分に全部対応できればいいんですけれども、なかなかそれも大変であろうというふうに私は思いますので、自分ができるエリアの部分では、皆さんから協力をしていただきたいというのがやっぱり基本だと思います。それでできない方の部分については、市のほうでこういうふうな形でやっていきますよというのが、尾花沢市全体で取り組む除雪というふうなことになろうかと思いますので、ぜひ今後とも検討、そして周知をお願いしていきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、ごみ処理場、実は私たちの会派でも政策提言の中に入れさせていただきました。やはり尾花沢市、大石田町だけで取り組むには、あまりにも多すぎる。市長は、現状の県の考え方にすれば、今回はどうしても尾花沢、大石田で取り組むしかないというふうなお考えのようなんですけれども、50年はもつと思います。今回新しくなったら。50年間はもうできないんですよ市長。そういった意味で、私は今回、大きなチャンスではないかなというふうに申し上げたつもりでございます。ぜひ私たち議員も、これからいろんな勉強会やりたいと。県の広域化についての勉強会もやりたいと思っています。最後に１言、市長からお願いしたいと思います。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市長。

◎市　長（結　城　　　裕　君）

ごみ処理場につきましては、いろんな場で何度もお話させていただいているところでありますが、広域化につきましては、数年前にもそういう話が出た、いわゆる新たな事業を立ち上げる時期で、そういう話もあったというふうに聞いております。しかしながら、やはり何度もお話申し上げますが、ごみを処理する、ごみを受け持つ方々のご理解が得られないと、まず進んでいかない。そういうことがまず大前提にございます。当然ながら、これから人が減っていく中で、先ほども答弁の中でもお話申し上げましたが、余力の部分が出てくるとすれば、やはり大きいところでの余力の部分に、今後我々が頼っていくということが非常に望ましい形になるのかなと。そうしますと、当然のことながら今、県のほうが主導しながら、いずれ来る時期を想定しながら、広域化を目指していこうというふうになっておりますので、その時期に合わせて、各市町村長と一緒に、そこを目指していきたいというふうに考えております。以上であります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　　浩　議員）

以上で私の質問を終わります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　以上で、伊藤浩議員の質問を打ち切ります。
　ここで15分間休憩いたします。

休　憩　　午後２時38分
再　開　　午後２時53分

◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　再開いたします。
　次に９番　安井一義議員の発言を許します。安井議員。
〔９番　安井一義　議員　登壇〕
◎９番（安　井　一　義　議員）
　では、先の通告により、３項目についてご質問します。
　１番目、生活安全の防犯対策について、市民生活の安心安全のために、防犯カメラの活用が有効と考えます。鳥獣被害や、犯罪防止効果の期待できる防犯カメラの設置状況は。また設置基準は定めているのでしょうか。例えば昨日、白銀カメラ店前周辺での事故の目撃情報を求める看板が最近ありました。防犯カメラ等の死角なのか、また、画像が鮮明でないのかなどの理由による、さらなる情報を求めてのことと思います。以前にも、防犯カメラの件で一般質問しておりますが、以後、どの程度進んでいるのかお尋ねいたします。
　２点目、所有者不明の空き家、空き地等の不動産管理についてです。所有者が不明の空き家、空き地が増えている状況にあり、長期間の空き地管理では、誰に連絡をすればいいか分からない。空き家も全国的に年々増加しているとの情報を、報道をよく耳にすることがあります。所有者が不明なものはあるのか、また管理はどのように進める方向なのかお尋ねいたします。
　また、国の施策により、所有者が特定できるようにするための未相続の解消を図るため、相続手続きが必要となる法改正が令和６年４月に施行されます。市として体制をどのように市民に周知し、指導していくのか。現段階での考えをお聞きしたいと思います。
　３番目、移動市役所の高齢者対策はどの程度あるのかです。移動市役所の導入で何ができるか、わくわくしているところです。その中でも、スマホの高齢者への操作、熟練の対策はどのように計画され、どのように進めるか、具体的な内容をお願いします。
　また、タクシーチケットのマイナンバーカード利用について、利用の方法の周知はどのように考えているかお伺いいたします。
　以上３点、質問席より質問させていただきます。自席に戻り再質問のほうさせていただきます。以上、よろしくお願いします。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
〔市長　結城　裕　君　登壇〕
◎市　長（結　城　　裕　君）
　安井議員からは大きく３つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。
　初めに、生活安全の防犯対策についてのご質問であります。防犯カメラは、全国的に多様化する犯罪の抑止効果や事件解決の検証資料になるなど、設置の効果が確認されております。そのため本市におきましても、第７次総合振興計画の安全な地域づくりの推進施策の１つとして、地域と連携した防犯カメラの設置を掲げております。議員からは令和元年９月定例会の一般質問におきまして、防犯カメラの設置状況についてのご質問があり、その際は５ヵ所に設置されている旨の回答をさせていただいたところであります。
　現在の設置状況につきましては、この間、公共施設や道路を中心に20ヵ所に増えており、設置基準についても、尾花沢市防犯カメラ設置及び運用に関する規程を定め運用を図っております。防犯カメラの設置は、市内における街頭犯罪を防止し、安全安心で住みよい地域社会の実現を目指すためのものでありますが、近年では広域的な犯罪にも対応できるよう、市外に通じる幹線道路上にも設置し、本市を囲うような防犯カメラ網の整備も進めております。今年度も中町交差点付近への設置を予定しておりますので、警察や防犯関係団体と協議をしながら、今後も防犯カメラの増設に努めてまいります。
　次に、所有者不明の空き家、空き地等の管理についてのご質問であります。所有者不明の土地や家屋は、適正な管理がされずに放置され、近隣への悪影響が発生したりするなど、さまざまな問題が生じることになります。
　初めに、本市の空き家件数につきましては、令和５年８月時点で300件強であり、そのうち所有者不明の空き家は約10件となっております。空き家の管理につきましては、所有者に対して降雪期前に空き家の適正管理に係る文書を通知し、また管理不全による危険空き家等については、随時、適正管理の通知を行い、事態を改善する対応に取り組んでおります。
　また、所有者等不明の空き家に対しましては、管理義務者の調査を継続しながら、周辺に影響を及ぼす恐

れのある危険な建物につきましては、市と地域で見守りを行いながら、必要に応じ危険回避のための応急処置を実施しております。

なお、所有者不明の空き家が倒壊等の恐れがあると判断した時は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に沿って、略式代執行を行うことになり、今年度は１件実施させていただきました。

次に不動産登記法の改正についてですが、国では、所有者不明土地の発生を予防するため、令和３年４月に不動産登記法の改正を行い、令和６年４月１日から土地、建物の相続登記の申請が義務化されることになります。この制度では、原則として相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から３年以内に、相続登記の申請をしなければならないようであります。市としては、所有者不明の土地や家屋の発生を未然に防止するために、死亡届や転出届の際に、空き家になる家や土地の管理義務者の連絡先を申告してもらっているほか、空き家の有効活用を図る空き家バンク制度の説明も直接行っておりますので、次年度からは法改正の趣旨の説明も含め、取り組んでいく事が重要だと考えております。

次に移動市役所についてのご質問ですが、交通弱者及びデジタルデバイド対策として始めた事業であります。議員からは高齢者のスマートフォンの操作対策についてのお尋ねでありますが、移動市役所につきましては、行政手続きのデジタル化を進めていく中で、デジタルツールが苦手な方でも恩恵を受けられるよう、行政サービスを移動させることをコンセプトにしております。いわゆるスマホ教室につきましては、数年前より地区公民館等を会場に継続して実施してまいりましたが、10月の移動市役所の出発式の際にも、デモンストレーションとしてスマホ教室をオンラインで私が体験させていただきました。今後は移動市役所も活用しながら、皆さんの身近な場所でスマホ教室を開催していく考えであります。具体的には移動市役所の運行スケジュールにスマホ教室の開催日を明記し、そこに市民の方から予約を受け付けていく考えであります。また、さらなるアイデアとしては、病院の待ち時間を有効に活用するなど、どこにでも移動できるメリットを最大限に活かした取り組みをさらに検討してまいります。

次にタクシー券の電子化事業につきましては、利用者にも使いやすく、さらにはタクシー事業者や行政の事務の効率化を目指し取り組んでおり、11月27日から利用申請を受付けており、12月11日からサービスを開始する予定であります。国ではさまざまなサービスにおいて、デジタルの導入が進められており、特にデジタル社会のパスポートとして、マイナンバーカードの普及に取り組んでおります。しかし、高齢者が取得したカードを使用する機会に乏しいため、この事業を通してマイナンバーカードの利便性を感じていただき、さらにはカードの普及にもつなげていきたいと考えております。

電子タクシー券は、支払いの際にタクシー車内に備え付けられた専用のスマートフォンに、マイナンバーカードをかざすだけの簡単な仕組みになります。また、残枚数の確認は、スマートフォンにタッチする際に毎回表示され、さらに音声でも案内されますので、どなたも安心してご利用できます。現在、各地区の集落公民館に移動市役所で訪問し、申請を受け付けておりますが、利用方法についても丁寧にご案内をしております。タッチ決済に不慣れな高齢者にとりまして、電子タクシー券は不安な面もあろうかと思いますが、一度申請していただくと次年度からの手続きが自動で行われたり、追加交付があった際には、タイムリーに反映されるなど、大きく利便性が向上することになります。

今年度は３月まで実証運行を実施いたしますので、この機会に利用していただき、利便性を感じていただきたいと考えております。また、利用者アンケートも実施いたしますので、改善点があれば見直しを図るなど、より利用しやすい事業を目指してまいります。

さらに、新しくなったタクシー券の利用方法など、市民の皆様にに上手く伝わるようオリジナル動画を作成し、楽しく分かりやすく伝えてまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎９番（安　井　一　義　議員）

令和元年の９月の定例会で、一般質問をさせていただいてから、４倍の台数が増えているということで、非常に進んでいるなというふうに感じるところです。ただ、この時に話ししたのは、防犯カメラ、どこにあるのか分からないというのが基本かなと、いうふうに私は思いましたので、どこに設置してあるということは聞きませんということでお伺いしたんですが、商店街やまちの中、あるいは市を覆うような防犯カメラもということであれば、ここにカメラがありますよというということで、防犯効果がより一層に高まるというふうに思いますが、その辺の対策としては、防犯カメラはこ

こにあるというような表示等は出されているのかお伺いします。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市民税務課長。
◎市民税務課長（永　沢　八重子　君）
　防犯カメラの設置がどこにあるかというような表示といいますか、そういったものは、設置はしておりません。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　安井議員。
◎９番（安　井　一　義　議員）
　ぜひ、ここに防犯カメラがありますというようなことで、あることが分かることで抑制できるということもあるのでないかなというふうに思いますので、全部ではなくてもいいので、街中にあるところで、今回中町交差点付近へということで設置を予定していますということが出ておりますので、この辺のところは、ここに設置しましたというような表示をしていただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　市民税務課長。
◎市民税務課長（永　沢　八重子　君）
　防犯カメラは、防犯カメラがここにあるということによって、犯罪の抑止力効果もあるかと思います。撮影される方のプライバシー保護という面も同時にありますので、表示につきましては、検討していきたいと思います。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　安井議員。
◎９番（安　井　一　義　議員）
　やはりそのプライバシーということで、一般に公開するわけではないんですけれども、やはり、いざ、事件、事故、災害時ということで考えると、どの辺にあるのかなというのがあっても、分かっても、プライバシーの侵害という観点からしても、できるのかなというふうにちょっと私は思いますので、その辺のところは、公開しないというところがあれば、ここに設置してありますというような、それ以外には使用しませんというような形で、活用ができるんじゃないかなと思います。１つに市役所屋上と、あと消防署屋上と、徳良湖レストランのところに、ライブカメラということがありますが、防災カメラという位置付けではないと思うんですけれども、常に朝、テレビをつけると、まず、データ放送で今何度なのかなと、今日の天気はどうなのかなと、今週の天気はどうなのかというふうに見ます。そんな中で、もし見れるんであれば、今の尾花沢の市役所から見てる、道路を見ると、凍っているなとか、雪降って全然見えてねなというのがすごく良く分かるんです。そんなところが、防犯カメラの機能ということではないんですけれど、防災の中では、その見えることも大事かなというふうに思いますので、ライブカメラ的なものではなくて、ここが危ないというようなところにカメラを設置、防災無線でその放送局、スピーカーがあるところで、その周辺を見れるような、この辺のところが高齢者にはちょっと危ないんじゃないかというようなところがあるんじゃないかと思うので、そういうところを拾い出して、常に見れるような状況にして、市民に公開するということではなくて、何かあればここで見れるというような設備をしていったほうが良いのではないかというふうに、やったほうがいいのではないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。防災危機管理になりますかね、お願いします。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　防災危機管理課長。
◎防災危機管理課長（間　宮　　　明　君）
　お答えいたします。今ありました防災行政無線、拡声子局は82ヵ所にございます。そちらのほうに防犯カメラを設置してはどうかというご質問ですが、防犯カメラについては、尾花沢警察署との協議の上、設置場所、設置するということになっておりますので、そちらと協議した上で、その設置場所が適切であれば、今後進めていくなりの流れになろうかと思っているところです。以上です。
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　安井議員。
◎９番（安　井　一　義　議員）
　今見えるということでは、工事現場なんかや、あとはいろんなところで、リアルタイムで現場が見れるとか、ライブカメラのように、どこでも公開をしているところが多数あります。そんな中で、防災という観点からは、その公開はできないんでしょうけれども、十分カメラを設置するということは可能かと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。
　あと危機管理の中で、やはり雨量計とか、非常に防災について数値だけではなくて見れる。また、あとは鳥獣被害の中で、実際に目撃して、そこを後で追いかけるということではなくて、出たら分かるというような防災といいますか、その鳥獣害対策のカメラなんかも、非常に進んでいるところがあるかと思いますので、

ぜひ防犯カメラだけでなくて、そういったいろんなものを監視するということは、非常にできやすくなってきている状況なのかなというふうに思いますので、デジタルを活用したぜひ鳥獣被害対策、あと防災・防犯対策ということでお願いをしたいなというふうに思います。

次に所有者不明の空き家ということでありますが、今年度は１件、代執行がありましたということで、長年懸案でありました、非常に道路等に負担がかかっていた建物が代執行ということで、実施なったところです。以後については、非常に更地として広いスペースができたなと。やっぱり建物があった時には意外と狭かったんですが、建物がなくなると意外と広いのかなというところが感じられるところでした。

ただ、空き家が300件、そのうち所有者不明のということで10件あるということですが、これはひとえに、相続がなされてないことかなというふうにお察しします。今回、私も相続登記をさせていただきました。普通、登記というとやっぱり面倒くさい、ちゃんと頼んでやってもらわないといけない。司法書士さん、行政書士さん、家屋調査士さんというところがあるというところではあるんですけれども、相続については、所有者が変わるということだけの登記というふうに私は今回思いました。所有することが必ず必要なところなので、それをいつまでもやらないでおくということは、その以降の広がりがあって、誰の所有になって、誰が所有するのかというところが分からなくなっているところもあるのかなというふうに思うところでした。

そんなことから、令和３年に不動産登記法の改正ということで、建物の相続登記ですね、一般の登記については、特に今回は言及されてないんですけれど、相続の登記は義務化だということですので、ぜひ周知をしていただければなというふうに思います。その登記の相続の方法もいろいろありますので、ホームページで調べながらさせていただきました。ただやっぱりその持ち分等の個人の財産を、個人がということですので、市のほうでは、それを待っての登記になったので、それについての管理というふうな形になるかと思いますけれども、そこのところは、こういうふうにしないといけないですよということを教えていただいて、ちょっと指導ということでは書いたんですが、国のほうの施策の中になりますので、その施策に沿った登記が必要になってくるということでありますので、自分の、その個人のルーツをしっかり見て、これからまだまだ尾花沢で頑張っていかんなねなという気持ちにできるような形での相続ができるように、しっかりと周知をしていただいて、そこはやっぱり自分たち、持っている人が管理しないといけないんだということが分かるような形で、しっかりとしていただきたいなというふうに思います。

費用についても、登録免許税なんですけれども、国のほうの施策で登録を促していますので、何て言いますか、金額的には安いようなんですけれど、その中でしっかりと調べて、空き家にならないというところが大事かなというふうに思います。

この中で１つ思ったのは、自分、農家なんですけれど、農家でない人が親の農地を引き継いだ時には、そのまま農地として引き継げるのかなということがあったんですけれども、相続の場合には特に問題がないんではないか。なのでしっかりと農業のほうの登記と言いますか、その地区、地域計画の中で、しっかりとここに頼むというような土地の利用があれば、特に問題がないというふうに私は思うんですけれど、その辺いかがでしょうか。農林課のほうでは。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員に申し上げます。質問は簡潔に、質問点を明確に質問するようにお願いいたします。

農林課長。

◎農林課長（五十嵐　満　徳　君）

相続の登記の件でございますけれども、地域計画という今お話ございましたけれども、相続登記につきましては、農地の場合は農地法に基づきまして、登記のほうもかけることになってきます。全て農地については、農業委員会を通した権利書の移動となりますので、詳細については、通告ございませんでしたので、そこまでの資料、準備しておりません。詳細については、お調べいたしまして、再度報告させていただきたいと思います。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎９番（安　井　一　義　議員）

長々と質問したところですが、宅地、建物だけでなくて、やはり農地も不動産のところになると思います。やっぱり耕作放棄地にならないような形でのしっかりとしたケアが必要かなというふうに思いましたので、建物だけでなくて農地のほうのところも必要かなということで、関連があるんじゃないかというふうに思って質問させていただきました。ただ、通告がないので詳細についてはということですが、ぜひ農地のほうもしっかりと守っていけるような形での政策をお願いし

たいと思います。

次に移動市役所についてでありますが、11月27日から利用受付けておりますということで、今、実証運行というふうな位置付けということですが、１週間ぐらいになりますが、申し込み状況等はいかがでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（永　沢　八重子　君）

お答えいたします。11月27日から申請を受付けを開始しまして、今週もずっと各地区の集落公民館を移動市役所で回りまして、申請を受付けしているところです。昨日現在になりますが、移動市役所での受付けが120件、あと市役所のほうでも12月１日から受付けをしておりまして、そちらのほうが80件で、合わせて200件のお申し込みをいただいております。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎９番（安　井　一　義　議員）

移動市役所で120件、市役所のほうで80件、合計200件ということで、非常に市民の関心が高いというふうに捉えられる数字だと思います。ただ、スマホをまだ持っていないという方もいらっしゃるかと思いますので、そこについては今までどおりしっかりとマイナンバーカードの交付を進めていただければなというふうに思います。

あと行政の手続きのデジタル化ということで、移動市役所のほうで証明書発行できるということで、コンビニとか、移動市役所のほうで、証明書が発行できるという形になるんですが、証明書については何種類ぐらい今出せるようになっているのか。お願いします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

今現在、証明書の発行についてはできておりません。来年度以降の取り組みとしてやっていく考えであります。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎９番（安　井　一　義　議員）

ちょっと勘違いしています。証明書なんかも発行できるのかなというふうに思っていましたが、今回どうしてもやっぱり窓口に行かないと取れない証明書というのもあったので、できればしっかりとコンビニなり全ての書類が発行できるような形で進んでいくのが、デジタル化のところかなというふうに思うところです。あとは、どうしてもスマホを持っていない高齢者の方というのがいらっしゃいます。マイナンバーのほうは、かなりコマーシャルといいますか、２万円のポイント付与ということで、増えていたところなんですが、スマホについては、いらないというふうなところがあります。そこで、スマートフォンを使ってのいろいろな行政のサービスができるようになるよということがあるんですけれども、そのスマートフォンを持ってない方ということについては、何か施策は考えていないでしょうか。お願いします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

移動市役所の中でできることについては、スマートフォンを持っていなくても、そこで手続き等ができるようにしていきたいというふうに考えております。スマートフォンを持っている方につきましては、今後オンライン申請という形で、もう自宅からできるようになるんですけれども、そういうのをお持ちでないような方を、デジタルデバイドというふうなくくりで表現するんですけれども、そういう方むけに今回の移動市役所は活用できていくのかというふうに考えております。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎９番（安　井　一　義　議員）

デジタルデバイドということで、デジタルになかなか置いていかれないようにするということでの、その移動市役所という位置だということで、窓口に来なくてもできるというところも、良いところかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただければと思います。ただ、やはりその、できるだけ高齢者でも自宅でスマホを使ってデジタル申請ができるような形で、できない人についてはということではなくて、できるという方向で考えていただきたいなというふうに思うところです。

あと、これから利用者のアンケートということでありますが、動画については、どこか今あるＬＩＮＥで発信するということでよろしいでしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

今後デジタル化されるような中身について、まずは今、タクシー券の電子化という部分です。今後はスマート申請ということで、今度スマホを使った申請など

がどんどん進んでいくのかなと思っています。その事業を取り組んだ際には、その事業そのものが、例えば１分間ぐらいの動画で簡単に、まずは基本的な、こんな形になるんだなというふうなものを見れるように、事業ごとに作っていければなというふうに思っております。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎９番（安　井　一　義　議員）

オリジナル動画作成ということで、１分程度のいうことで計画しているということでありますが、できれば私はＬＩＮＥ以外が良いのかなというふうに思います。ＬＩＮＥについては、データについての管理が疑義があるということで、問題があるかのような報道もありますので、できれば今、市のほうの公式はＬＩＮＥでいろいろ発信されていますが、ＬＩＮＥからの今の活用についても、並行してではありますが、それ以外での検討もお願いしたいなと思いますが、その辺は可能でしょうか。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　　晃　君）

基本的にスマートフォン等をお持ちでないような方が集まる場、例えば最近では市長が老人クラブの会合のほうに出席したりしながら、パワーポイントで画像で見せながら説明をしていました。そういう場面で、ぜひこの動画というものが分かりやすく伝わるのではないかなと思っていますので、そういう地域に入っていったりした時は、必ず使えるようなものにできればと思っています。そのほか、基本的には例えば、息子さんとか娘さんが市のホームページで見たやつを、自分の家族の方に伝えてもらえるということもあると思いますので、もちろんホームページなどにも公開していければというふうに考えております。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎９番（安　井　一　義　議員）

動画というとＹｏｕＴｕｂｅを思い浮かべる私なので、ちょっと話させていただきましたが、やっぱり説明の中で、そのパワーポイントなりで実際にその老人クラブ等の会合で説明ということがあるんだということですので、非常に分かりやすく作っていただければなというふうに思います。決してその全部ができるということは望まないんですけれども、やはりできることはやりたいというふうに思えるような動画の作り方をぜひお願いしたいと思います。以上で私からの質問を終わります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐　満　徳　君）

先ほどの安井議員のご質問について、今資料が届きましたので、ご回答したいと思います。

まず親子間の相続につきましては、農地の場合は相続しなくても耕作できるということになっておりますけれども、売買や貸し借りの場合も可能ではないかというご質問につきましては、農業委員会の議決が必要でありますので、農業委員会に届け出をした上で、総会の議決が必要となってくるということになります。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

以上で、安井一義議員の質問を打ち切ります。

本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。大変ご苦労様でございました。

散　会　　午後３時32分